

平成29年第5回ニセコ町議会定例会 第2号

平成29年12月19日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 8 議案第10号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 9 議案第11号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 10 議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 11 議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 14 議案第16号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議案第17号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 16 議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 17 議員派遣の件
- 18 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 木下 裕三 | 2番 浜本 和彦 |
| 3番 青羽 雄士 | 4番 斉藤 うめ子 |
| 5番 竹内 正貴 | 6番 三谷 典久 |
| 7番 篠原 正男 | 8番 新井 正治 |
| 9番 猪狩 一郎 | 10番 高橋 守 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	林		知	己
会	計	千	葉	敬	貴
総	務	阿	部	信	幸
総	務	黒	瀧	敏	雄
企	画	山	本	契	太
税	務	芳	賀	善	範
町	民	横	山	俊	幸
保	健	折	内	光	洋
農	政				
農業	委員会	福	村	一	広
国	営	藤	田	明	彦
商	工	前	原	功	治
建	設	高	瀬	達	矢
上	下	石	山	康	行
総	務	桜	井	幸	則
財	政	川	埜	満	夫
代	表	小	松	弘	幸
教	育	菊	地		博
学	校	加	藤	紀	孝
町	民	佐	藤	寛	樹
学	校	高	田	生	二
学	校	酒	井	葉	子
幼	児	荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定において、議長において2番、浜本和彦君、3番、青羽雄士君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（高橋 守君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありましたので、発言を許します。
猪狩一郎君。
○9番（猪狩一郎君） ふるさと納税制度について通告いたしました件を質問いたします。
昨年の6月定例会におきまして同じ質問をした際、地域振興、本町のPRという面を重視し、返礼品は余り華美にならないよう、ふるさと住民票という制度との連動を考慮しながら現在検討しているとの答弁いただきました。あれから1年半経過いたしました。検討内容と進捗状況を伺います。
○議長（高橋 守君） 町長。
○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会もどうぞよろしくお願いをいたします。
それでは、ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町では、本町に思いを寄せ、応援したいという声に応えるべく、いわゆるふるさと納税制度が始まる以前の平成16年からニセコ

町ふるさとづくり寄附を開始しております。今般の国によるふるさと納税制度は、自治体の住民税は当該自治体の公共課題の解決、福祉や子育て、教育というまちづくりに使うべきもので、他の自治体に寄附すると税金が免除されるという地方税の本来機能から逸脱した制度であり、地方税全体の納税額を減少させ、地方自治体間による税の奪い合いが始まるという極めて問題の多い制度だというふうに認識をしております。昨今は、どこの自治体が幾ら集めたのか、どこの自治体の返礼品がお得なのかという豪華返礼品合戦の様相を呈しており、本来の税のあり方とは相違する制度となっているものと考えております。このような状況から、既に報道等でご承知のこととは思いますが、返礼品のあり方などについて本年4月1日付で総務大臣より通知がなされているところであります。昨年6月議会でも答弁させていただきましたが、私自身現在のふるさと納税制度については地方自治制度や日本の税制、さらには寄附という概念をも揺るがしかねない制度と強い懸念を持っているところでございます。

しかしながら、人と町とのつながりをつくり、町の財源を得る機会という側面もあることから、現在の条例を修正し、ニセコらしいふるさと納税の導入に向けた検討を行っているところであります。現在は、先行自治体の取り組み状況や各種ポータルサイトの運営を行う事業者などから情報収集しており、この中で例えばですが、返礼品を実施していくにしても、特産品を送るだけではなく、リゾート地であるニセコの特性を生かした体験や宿泊、交流などを取り入れることなどで閑散期の観光入り込みを促すなど、物が動くだけではなく、人にお越しいただくことなどニセコ町のつながりを大切に考えられる仕組みにできないだろうかと思っております。現在一般社団法人構想日本が提案しているふるさと住民票については、寄附者だけではなく、ニセコ町にかかわりある皆様とつながりを持つ制度だというふうに考えておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

このような経緯から、寄附条例の見直しを行い、来年3月に条例改正案を町議会に提案をし、町議会の皆様のご承諾、ご承認を得られれば、新年度において新たな寄附制度を運用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 私も町長と同じように、ふるさと納税についてはちょっといかがなものかなとは考えているのです。いずれにいたしましても、今インフラがこれだけだんだん古くなってきて、特に橋だとか道路が一日も早く喫緊の状況のような気がしますし、また新しく今新庁舎を基金を入れて最高でも30年ぐらい5,000万ぐらいずつかかるという、この状況の中で新たな財源を求めるとは何かいいかなと、何かないかと思いついて質問したわけですが、先ほど町長が言われましたふるさと基金、それを何とか改良と言ったら失礼な言い方なのですが、返礼の品物をかえるとか、もう少し集め上げて、現在3,400万円ぐらいですか、集まっていますね。それを何とか1年でそのぐらいずつ集まるぐらいの方法を何とか考察してもらいたいと思うのですが、その件についてはいかがなものかなと思うのですが。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 猪狩議員さんおっしゃるとおりで、こういったことも全体のお金を収集す

るという意味でも、貴重な思いを、ぜひニセコに思いを寄せていただく制度を3月に議会提案させていただきたいというふうに思っております。現在も毎年100万円単位で寄附される方、多い方は500万円の寄附というお申し込みもいただいておりますので、この方に対してもできるだけニセコ町の思いを、お礼の気持ちを返せるような、そういったことも含めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） できますれば、我々に相談も必要なのですけれども、検討委員会なんか、町民の皆さんの中から検討委員を集めて、新たなご意見も必要でないかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 基本的には町民講座等、幅広く意見を聞く場は設けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、4件一般質問をさせていただきます。

1件目、主権者教育について。昨年の参議院選挙に続き、ことしの衆議院選挙においても18歳、19歳の投票率が全有権者の投票率を下回る結果になりました。また、ことしの衆議院議員選挙で昨年の投票率よりさらに19歳の投票率が18歳よりも目立って低い結果を受けて、子どもたちの政治への関心を高める主権者教育の充実が急がれています。ニセコ町の学校における主権者教育について、改めてその具体的な実施状況と内容、その成果について教育長の見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、ただいまの斉藤議員の質問に私のほうから答弁をさせていただきます。

学校における主権者教育につきましては、日本国憲法のもと、民主主義を尊重し、責任感を持って政治参画しようとする国民の育成や18歳への選挙権年齢引き下げによる小中学校からの体系的な指導の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえた指導に取り組んでおります。具体的には、小中学校及び高校におきまして社会科や公民科の中で民主政治や政治参加について学習しております。これに加え、平成27年度からニセコ高校において文部科学省より提供された主権者教育用の高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を指導に活用しております。このほか、北海道議会からは高校生向け議会広報紙「みんなの道議会」が学校へ提供されるなど、教材や資料の充実も図られております。教育委員会では、学校の取り組みへの支援や情報提供などに引き続き努めてまいりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） この関係、主権者教育に関する質問は、これまでも3回、私は2回なの

ですけれども、3回しております。2014年3月の議会で学校における政治教育の果たす役割について、それから同年12月には学校における選挙を啓発するために給食のメニューを投票で、デザート選挙の取り組みについて質問しております。また、昨年2016年3月には、猪狩一郎議員が選挙年齢の引き下げについて質問しています。それに対して教育長答えていらっしゃるのですけれども、今の答弁は残念ながらそれと全く同じ答弁の内容なのです。進展ぐあいが見られないのですけれども、私が質問させていただきたいのは、そういうことを踏まえて、今おっしゃったように文科省からは公民科で副教材を提供したとか、それから道からはこういう教材が来ているということなのですけれども、今お聞きしたいのは、ニセコ町で18歳、19歳の有権者は今回何人ぐらいだったのでしょうか。そして、その投票率も伺いたいと思います。

それと同時に、欧米における先進国と言われるスウェーデンなんかでは、18歳、若者の選挙の投票率が80%を超えるという、そういう結果が出ています。それにはそれなりに大変な、学校教育ということ非常に重視しているのですけれども、日本は四十何%とか30%とかになっているのに対して、なぜそれだけの違いがあると思われるのか、教育長に伺いたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの斉藤議員の18歳、19歳の有権者数、投票者数、投票率について、前回のことしの10月の衆議院議員選挙の結果については私のほうからご報告したいと思います。

まず、18歳でございますが、当日有権者数が35人、19歳の方が48人、計83人ございました。投票者数ですが、18歳が15人、19歳が24人、計39人でございます。投票率ですが、18歳の方が42.86%、19歳の方が50%ということで、18歳、19歳をトータルしますと投票率で46.99%という結果ございました。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私のほうからは日本の若者がなぜ投票率が低いかということについてですけれども、いろんな見解があるというふうに思いますけれども、今斉藤議員からは以前の取り組みと変わっていないというご指摘がありましたけれども、間違いなく、特にこの2年ほど、18歳に選挙権が引き下げられたという時期を機に、特に高校での教育内容は変わっているかというふうに思います。といいますのは、具体的に言いますと、先ほど副教材の活用というお話をしましたけれども、27年度を受けて、27年度の後半、北海道選挙管理委員会による出前授業がありまして、3年生による模擬投票が行われました。それから、今年度につきましては、大学のほうと連携をしながら、出前授業だとか、それから大学へ直接出向いて講義を受けるなど、3年生が法律について学ぶ機会もできております。このようなことから、高校の主権者教育については、徐々にではありますけれども、充実しているのかなというふうに私は捉えています。あとは小学生、中学生、前にもご質問ありましたけれども、政治教育という面でしっかりした基礎知識を学んだ上で、このように高校でさらに主体的な主権者教育というものを学ぶことによって私は若者の投票率につながってくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいまの教育長の答弁をお聞きしていましたが、メーンは高校生のよ
うな印象を受けましたけれども、ご存じかと思えますけれども、ことしの12月、これ新聞の記事な
のですけれども、神奈川県が小学生の主権者教育を授業公開したという記事が載っていました。そ
れは、高校になって直前になってからの選挙対策ではなくて、小学校の低学年からでも必要なの
ではないかということで始められたのだと思うのです。この声はもう大分以前から聞かれていますし、
特に欧米なんかの先進国なんかではそういう政治教育、選挙に結びつく政治教育というのを小さい
ときから、小学校から徹底的にやっている。教育長最後にしっかりと知識を学ぶこととおっし
ゃったのですけれども、知識よりもやっぱり実践というか、討論、議論、何かを決めるときに子ど
もたちに決めさせる。徹底的に討論して、何がどういうことかといろんな意見があると思うので
すけれども、それをお互いに討論させて子どもたちに決めさせるという、そういうシステムが日本は
まだまだ遅れているのではないかと思います。それで、ニセコ町でもぜひその点について検討され
てはいかがかな、幾らでも欧米には事例がありますので、そういうことを参考に取り入れていかれ
てはいかがかなというふうに私は思っております。いかがですか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 小学生、中学生における時期において主権者教育が非常に重要だとい
う議員のご意見については、もっともだなというふうに思います。今現在何もやっていないとい
うことではありませんので、先ほども言ったように政治に関する基礎的な知識を学ぶとともに、小
学生、中学生においては児童会活動、生徒会活動など自治的な活動においていろんな討論を
したり、それから自分の意見を言って、そのことを学校の中でも活動として実際に取り入れて
いくとか、そういう活動にも取り組んでおりますし、昨年度ニセコ小学校におきましては
話し合い活動というところに重点を置いて、1年間学校全体で取り組んだということも
ありますので、そのようなことが主権者教育の基礎として小学生、中学生のうちから
身につけていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次の質問。

○4番（斉藤うめ子君） 2件目にまいります。平和教育について。戦後72年、日本は戦争
のない平和国家として今日に至りました。私たちは、これからも戦争の惨禍に二度と
巻き込まれることのないように、子どもたちが平和で安心して生きていける社会の
道筋をつける義務と責任があると思っています。そのために、学校では平和教育を
どのように推進しているのか、教育長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問の平和教育について
お答えをいたします。

学校における平和教育につきましては、さきの大戦の歴史の教訓の中などから、戦争の
悲惨さや平和の大切さを伝えていく観点により、学習指導要領に基づき、児童生徒の
発達段階を踏まえた指

導に取り組んでおります。具体的には、特に小中学校におきまして社会科の中で国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことを目標に、歴史上の事象や世界平和への努力などについて学習しております。各学校におきましては、引き続きこうした平和教育の着実な実施に取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） もう既に皆さん連日報道で取り上げられておりますからご存じと思いますが、ことしのノーベル平和賞をICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンが受賞し、そしてそのきっかけというか、その原動力になったというのは、やはり被爆者が受けた苦しみが核兵器廃絶を目指す原動力になったと語っています。また、ノーベル文学賞を受賞されたカズオ・イシグロさんは、長崎生まれの被爆2世として生まれました。そして、彼はノーベル賞の受賞に関して、この名誉ある受賞が平和のためになればよいということをおっしゃって、平和という言葉を何度も繰り返しております。また、ことし7月には国連会議で核兵器禁止条約が採択され、国連加盟国の3分の2の122カ国が賛成しました。また、昨年2016年5月のオバマ元米国大統領の広島訪問、核兵器のない世界を必ず実現すると演説しております。また、その際安倍首相も核兵器のない世界を必ず実現すると演説しております。しかし、現実には北朝鮮による核保有とミサイル発射による核兵器の使用への危機感、ともすれば核戦争がぼっ発するのではないかという世界情勢の不安の中で、唯一の戦争被爆国である日本を世界が注目しております。

その被爆地、広島、長崎を平和と希望の象徴として子どもたちに伝えることが平和教育そのものではないかと思っております。毎年30万人の子どもたちが修学旅行その他で広島を訪れていると言われている。平均100万人だそうですね。オバマ大統領が訪問したときはその何倍にもなったそうです。そして、外国人からも一番評価されているのは、広島を訪れたことが一番よかったというふうに、そういう報道もされております。子どもたちはこの平和の象徴としての広島を体験すべきではないかと私は思っております。ニセコ中学校の生徒たちの修学旅行は現在は京都ですけれども、広島にしてはいかがかと思っておりますけれども、教育長、いかが考えられますか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 齊藤議員のご意見のように、平和教育の大切さというのは私も十分感じているところです。そうした広島、長崎を実際に現地学び、平和の大切さを感じ取ってくることは非常に有効であるというふうに考えているところです。そうした中で、今教育委員会では教育振興基本計画の後期施策に取り組んでおきまして、議員の皆様にもお渡ししたところでありますが、その中で具体的な施策として人権、平和、民主主義を尊ぶ学習の推進ということで、その中で社会科や道徳科、総合的な学習の時間、見学旅行等において人権、平和、民主主義や多様性をとうとぶ心を児童生徒に育てるという方針を立てているところです。とはいえ、教育課程の編成につきましては校長が定めるということになっておりますので、この辺は校長のほうとも十分意見交換を通しながら、平和教育を中心に考えていきたいということであれば、教育委員会としてはそれを応援してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 繰り返しになることもありますが、子どもたちが広島の現実を見ることが平和への一番の体験的、実践的教育ではないかと私は思っております。北海道の公立中学校で広島を訪問している学校を北海道教育委員会に聞いてみました。それが大変残念なのですけれども、中学校では現在ことしから豊浦中学校が訪問先に選んでいます。去年まではたしか黒松内中学校が広島を訪問しておりましたけれども、いろいろな事情があつてそれは今現在ことしからは変わったというふうに伺っておりますけれども、子どもたちに語り部、本当に高齢になって、もう最後の機会になるかと思っておりますけれども、語り部を豊浦中学校にお招きして、小学校も全部聞いてもらうということが非常によかったというふうに学校の教頭先生からも伺いました。それから、新聞でもご存じかと思っておりますけれども、旭川の工業高校ですか、高校生ですけれども、そこは長崎を訪問しております。北海道から広島、長崎は遠いのですけれども、ただ全く可能でないわけではなくて、皆さん2泊3日で旅行しております。これこそ本当に貴重な子どもたちへの平和教育そのものではないかと私は思っておりますので、ぜひとも積極的な検討をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 再度私からになりますけれども、学校のほうと十分検討しながら、広島、長崎を訪れる当日だけの学習ではないことになると思います。事前学習で準備を十分にしておいて、当日訪れて、そして事後学習も非常に大事になってくるということですので、非常に学習活動としては大きな単元になるというふうに思いますので、簡単にはすぐ来年からということにはならないというふうに思いますが、十分その辺を踏まえて学校のほうとも検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次の質問。

○4番（斉藤うめ子君） 3件目にまいります。ニセコ高校の新年度生徒募集の方針とその対策について伺います。ニセコ高校の入学生徒数は、定員割れが続いて減少傾向にあります。2017年度は、定員数40名に対し、新入生は22名でした。前年度の新入生よりさらに大幅な減少になったことは、大変残念に思っています。来年度に向けてニセコ高校の魅力を広く発信し、入学希望者の増加のためにどのような方針と対策を検討しているのか、教育長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問のニセコ高校の生徒募集についてお答えをいたします。

来年度に向けての取り組みとしましては、行政報告で報告させていただきましたけれども、高校で一日体験入学や中学校訪問による入学案内などを行っております。特に今年度の取り組みとしましては、札幌市内の中学校へ私と高校の校長により、昨年度は6校でありましたが、ことしはほぼ倍の11校を訪問し、中学生一人一人にニセコ高校のパンフレットを配付するなど、活動を充実さ

せております。また、学校ホームページの内容充実による情報発信のほか、ニセコ中学校のことは2年生がニセコ高校の先日の実績発表大会、プレゼンテーションを実際に見聞きすることで高校の魅力を感じてもらえる機会を設けるなど、中高連携による新たな取り組みを進めているところでございます。こうして学校、教育委員会では生徒募集を含めた高校振興対策に努めておりますが、入学希望者が年々減少する中、ニセコ高校の振興は今や学校や教育委員会だけではなく、全町的な大きな課題だというふうに考えております。昨年3月、町長が策定した教育大綱には、町の施策として将来像を描いたニセコ高校の振興が盛り込まれました。今後は、町全体で知恵を絞り、協力して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひ斉藤議員におかれましても学校振興につながる具体的な提案や取り組みに対する支援などを賜れば大変心強く存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） どれだけ努力、生徒募集のためにいろいろと対策、努力をされているかということは、文面というか、教育長の答弁でわかるのですけれども、私はこの件に関しましては去年の9月に生徒募集どうするのかということと9月議会で質問しております。それから、同僚議員もニセコ町の高校の将来像について質問しております。それから、ことしの所管事務調査ですか、それについてもどちらかといういろいろな施策を書いておりますので、私もじっくり読ませていただいているのですけれども、その前の状況を余り調べる機会がなかったのですけれども、少なくとも27年、28年、29年の生徒の変化というのですか、入学する生徒数の変わりがちょっと私は気になっているのですけれども、これは教育委員会の方針かなと思っておりますけれども、地元の中学生に最優先に高校に入学してもらいたいという希望がずっとあると思うのです。それはそれですごく大事なのですけれども、地元の生徒だけでは定員数を満たすことはなかなか難しいと思います。それで、29年度、今年度はニセコ中学から10人の生徒で、その前はもっと少なかった。28年9人、27年は4人。それで、倶知安からは27年度は9人で、蘭越町はゼロ、岩内から3人、後志管内ですけれども。それから、28年度は、繰り返してごめんなさい。ニセコ中学から行ったのは9人で、倶知安町は6人。逆に後志管内からは非常に少なくなっているのです。ということは、募集要項とかいろいろなことを質問していく中で、ニセコの中学生を何とかニセコ高校につなげたいという思いがあちこちで見られることはわかります。けれども、それではなかなか難しいかと思っております。

それで、一つの質問としては、なぜ地元の中学生にそこまでターゲットを絞っていかなくてはいけないのかということが1つあります。それで、全国の町立高校などは、これは新聞で見たのですけれども、奥尻高校も、それから天売高校ですか、それから去年から長野県の白馬で全国募集、それから隠岐の島の海士町においても全国募集。全国でそういうことを始めているのですけれども、私はこれは非常にいいことではないかと思うのです。いろいろな体験ができる、ここで生まれ育って、ここだけで、このニセコ町だけで高校まで卒業するというのも大事なのですけれども、いろいろなことを体験する。特に高校生年代で体験することは非常に重要なことなので、私はニセコ高校がもっと積極的に全国募集の方向になっていただきたいな、なるべきではないかなというふうに思っております。

それから、もう一点、ニセコ高校の海外からの留学生の受け入れというのはどういう状況になっているのか。もっと積極的に検討されてもいいのではないかと思います。そういう制度があるのか。申しわけありません。ちょっと調べておりません。ニセコ町は、ご存じのように小さくても世界都市、これだけ外国人がたくさん来ています。そして、世界からも注目されています。ですから、地元のニセコ高校はもっともっと積極的に留学生を受け入れてはどうかと思っています。

それと、もう一件、募集する生徒の年齢制限はあるのでしょうか。そこを伺いたいと思います。以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいというふうに思います。

私の考えとして、ニセコで学ぶ子はニセコで育てていきたいという考えがありますので、ぜひ地元の子には地元の高校を選んでほしいなという考えありますけれども、それに特にターゲットを絞ってということではありませんので、その点ご理解をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。ということで、こしは札幌市内の学校にも積極的に私自身も訪問をして、お願ひをしてきたところでございます。なので、全国から募集についても閉ざしているわけではありませんので、事実こし道外から問い合わせが来ておりますので、その辺は応募があれば、これは募集要項にもありますとおりに校長が特別の事情があるときに入学を認めるということになっておりますので、その辺はこれからも考えてまいりたいなというふうに思います。ただ、高校と話し、いろんな意見交換しておりますと、家庭との連携がとりづらいということも課題としてありますので、今のところは積極的にはまだ全国募集については動いてはいないというのが現状かなというふうに思います。

それから、海外からの留学生につきましては、現在のところ受け入れたことはありませんし、特にそういう問い合わせ等については私の記憶では今のところはございません。

それから、最後の志望する生徒の年齢制限につきましてはですがけれども、これも募集要項の2番目に出願資格というふうにありますけれども、特に年齢については記載がございませんので、特に制限ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 教育長、ただいま全国から募集に関して校長の特別の許可がある場合は許可することなのですけれども、そのネックとなっているのは家庭との連携がとりづらいというふうにおっしゃったと思うのですけれども、ほかの学校も全国から募集しているわけです。今申し上げた白馬の国際観光科にしても、天売島にしても、それから奥尻島にしても、海士町にしても全国から募集しているわけですから、同じような問題はあるかと思うのですけれども、ニセコ町だけが家庭との連絡がとりづらいということはどうかの思うのですけれども、それはさまざまな問題が出てくるかとは思いますが、そこはほかもちゃんとやっているわけですから、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

ニセコ高校の校内発表会というのは、本当に内容もだんだん向上していますし、生徒たちの発表

非常にすばらしいのです。中には議員もあれを見習ったらどうかと言われるぐらい立派です、高校生の。そういうニセコ高校を全国にもっと発信することは非常に貴重なことではないかなというふうに、全国の子どもたちにとってもチャンスを与える、チャンスを提供するということが大事ではないかというふうに思っております。そして、教育長もおっしゃったように、もう一つ、中学2年生がたくさん来られていて、先日見に行ったときに、今までこんなにホールがいっぱいになったことは見たことがなかったので、非常に感激して、どうしたのかなと思って不思議に思っていたのですが、中学生が傍聴したということで、参加したということで、これからも積極的に中学生は校内発表会に参加する。あるいは、小学生の高学年も社会科の授業として参加するという方向にいかれてはいかがかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご意見については、貴重なご意見ということで承りたいというふうに思います。

また、全国からの募集につきましては、要項の中では基本的には保護者の住所が道内にある者ということがありますがけれども、先ほど言ったように特別な例もありますので、受け入れの準備を整えばそのようなことも考えてまいりたいというふうに思っておりますので、検討させていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（斉藤うめ子君） 最後になりました。4件目です。飼い主のいない猫対策について。今全国の自治体では、命を尊重しながら徐々に猫を減らす地域猫事業の取り組みが広まっています。猫は、動物の愛護及び管理に関する法律（1973年制定）によって愛護動物と定められており、愛護動物を管理放棄することは禁止されています。しかし、飼い主が適切な管理を怠り、放棄された猫はいわゆる野良猫となり、1匹の雌に避妊手術をしないでおくと2年後には80匹を超えてしまうほどの数になると言われております。ニセコ町内のあちこちで飼い主のいないいわゆる野良猫になってしまった群れを見かけます。飢えと寒さでやせ衰えていく猫を見て、餌やりはいけないと知っていても、見るに見かねてやむにやまれぬ思いで餌をやってしまう町民の方々々が後を絶ちません。命ある弱き者へ哀れみの気持ちからの行為と思われませんが、避妊、去勢手術にお金がかかりかかるために、そこまでは責任が持てないのが実情です。避妊、去勢の手術代は動物病院によっても多少の違いがありますが、雌猫1匹に2万円から3万円、雄猫1匹に約2万円以内と言われています。そのために飼い主のいない猫は増え続け、多数の猫のお世話を継続していくことは難しくなっているのが現状です。仮に避妊、去勢したとしても、猫の保護者は手術後も1代限りとなったその猫のお世話を生涯続けていかなければなりません。また、町内あちこちで猫がふえて、車にひかれることも時々見かけます。

そこで、町として飼い主のいない猫への避妊、去勢のための助成を検討できないものかと考えています。環境モデル都市ニセコ町、世界有数の観光リゾートニセコ町、そして2026年冬季オリンピック候補地を目指すニセコ町として、環境と衛生、倫理、道徳の面から飼い主のいない猫対策は町

としても早急に取り組みねばならない重要な施策の一つではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

また、子どもたちへ命の大切さを伝えるために、私たちに最も身近な動物である猫への教育をどのように考えられるのか、教育長に伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

野良猫につきましての役場への相談件数というのは、年に1件から2件寄せられております。猫の場合は、野良猫なのか、飼い猫なのかという、簡単に区分がつきにくいというなかなか困難な問題も多くあるところであります。こういった野良猫等のことにつきましては、これまで同様個別具体的な事例に即して対応させていただきたいというふうに考えております。なお、猫の不妊、去勢手術の助成に当たっては、道内自治体でも事例が少なく、実施に当たっての効果測定も難しいところが多いのではないかと考えているところであります。

今後ともこれまでの実情をもとに対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からは、今斉藤議員ご質問の中の命の大切さを伝える教育という点に関しましてお答えをしたいというふうに思います。

学校教育におきましては、生命に対する畏敬の念を培うことや豊かな心を育むことなどの観点により、学習指導要領に基づき指導に取り組んでおります。具体的には、小中学校の道徳の時間におきまして、身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接することを目標に、動植物と接することなどにより他者を思いやる優しさを育み、命の尊厳に気づく学習を進めております。このように、道徳を中心に全教育活動を通じて命を大切に教育を今後も進めてまいりたいと考えております。また、命を尊ぶという人間の基本としての素養の育成は、家庭での教育も大変重要であります。保護者や家庭、学校などがそれぞれの役割を果たしながら、他者を思いやる優しさを持ち、命を大切に育てる子どもたちの育成に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 町長の最初の答弁ですけれども、役場に相談が持ち込まれるのは年一、二件だという答弁がありましたけれども、実際に役場に問い合わせても全然扱ってくれないということで、諦めているという町民の方が圧倒的に多いわけです。私は、町長がこの町の中を、私と一緒にさせていただけたらありがたいのですけれども、町内をくまなく歩いて、猫の状態がどういう状態か、町長そこは全然把握していらっしゃるのではないかと思います。私何度か町内車で歩いたときに、特に農村に近くなると多いのですけれども、10匹から十何匹が、しかも子猫のような状態で、本当にすごい数がたむろしているというのを何カ所も見ました。それで、最初に申し上げたように、やっぱり放っておけない、かわいそうだということで餌をやってしまうのです。そうするとまた次々、次々、本当にたくさんあります。町長は見たことありませんか。それは後でいいのですけれども。

そういうことで、北海道はこの対策が非常に全国でおくれているということは、道がなかなか立ち上がらないということでおくれていることは事実ですけれども、全国で町村がおくれているのですけれども、市はほとんどが動物の管理だとか、そこには殺処分するところもあるのですけれども、そういう対策がちゃんとほとんど全国にあります。そして、中には何とか命を救いたいということで一生懸命頑張っているのですけれども、最近私注目したのは広島県にある神石高原町、これ人口が12月1日現在9,000人ほどなののですけれども、この町は非常にすばらしい活動をしていて、日本中から注目されているのですけれども、2020年東京オリンピックまでにそういう不幸な猫、犬を一匹も出さないということで、ニセコ町の倍の人口ありますけれども、面積は非常に少ないのですけれども、広島県内からそういう動物を集めて、そしてやっているのです。救済、命を助けていろいろとやっているわけです。それは、資金になっているのはふるさと納税なのです。しかも、この町の高齢化率が50%近いのです。こういうことをやっている町もあるのです。

前後しますけれども、後志管内ではこういう対策をとっている町村はありませんけれども、長沼町がふるさと納税の一部を活用して、しっぽの会というNPO法人なのですが、そこに補助をしています。そして、地域関係なく、そこに申請すれば前期、後期というふうに補助金を設定していますので、ことしニセコ町では9匹の猫を申請して、8匹まで避妊、去勢の手術ができたというふうに聞いております。ですから、猫対策ということは、私が最初に申し上げたようにオリンピックのこともあるし、ニセコ町としてこれを野放しにしておくということは町として非常に環境都市として恥ずかしいのではないかとというふうに思っています。町長、真剣に考えてください。そして、実態を見てください。町長の頭の中には全くないのではないかと思っています。役場に相談に来ないからいいのだ、そういうことではなくて、役場が頭から断るので、役場に持っていってもしょうがない。個々のボランティアの人たちが私が知っているだけでも五、六カ所はやっています、個人でも、限界があるのです。だから、連携するのもあるのですけれども、こういうことは行政主体の支援体制を構築していかなければ解決はできない問題なのです。ですから、町長、そのところは早急に考えていただきたいなと思っています。そして、ニセコ町がそういうことをちゃんと始めるということで、日本中からも世界からも評価はずっと上がると思いますので。

そして、ニセコ町にいる猫の数、町民生活課にも聞いてみましたがけれども、把握できないというのですけれども、そんなにめちゃくちゃ多いわけではないのです。だから、できないことはないのです。全国の平均で自治体が補助を出している金額は五十何万円という金額が出ていますけれども、それはそれぞれの自治体の状況によって違うと思います。私は、3年前になりますけれども、都会ですけれども、東京の中央区が非常に進んでいるということで視察をさせていただきました。それから、川崎市、川崎市も一生懸命やっていますので、そこを訪問しました。そのときは、非常に古い建物なので、その跡に9億円の予算で犬、猫の管理のための宿舎をつくるということで準備していました。そういうことがありますので、何億円とか1億円、2億円という、まず段階を踏んでいかななくてはいけないと思っていますので、まず何らかの。ニセコ町はそんなもの関係ないのだというような姿勢は私は恥ずかしいのではないかなというふうに思っていますので、町長、真剣に考えてください。そして、実態を見てください。お連れしますので、よろしく願います。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私のほうからは不妊、去勢手術の助成をしているという部分につきまして、環境省のホームページに動物愛護管理行政事務提要ということで28年実績が掲載されているのですけれども、道内では猫の不妊、去勢手術を助成しているのは1町村でございまして、その町にも問い合わせいたしましたところ、財政が厳しい折に1町だけ助成している状況でありまして、今後やめる方向で検討を進めたいのだという担当のお話を伺っているところでございます。

それと、町として取り組めるとすれば、飼い主としての遵守事項でありますとか、捨て猫は絶対にしないように啓発、周知をしていくということで、北海道動物愛護及び管理に関する条例でも猫の飼養という部分について記載がありますので、それに基づいた啓発活動を進めていくということを考えていきたいということは思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 猫の管理と申しますか、取り扱って本当に悩ましい問題いっぱいありまして、斉藤議員さんは何にも考えていないとおっしゃいましたが、実はそんなことはなくて、本通地区で二十数匹、飼っているわけではありませんが、そこにいたおばあちゃんが餌をやっていて、それが周りの周辺の車に悪さをしたり、大変な環境悪化を引き起こしている。最終的には二、三年かかりましたけれども、当時は対応としては保健所にも相談しましたが、なかなか保健所としては対応できないということで、職員と、当時私もその担当でありましたので、まことに残念ながら、相当な苦勞してその猫を捕まえて、残念ながら処分させていただくという悲しいことをやりました。地域としては本当に困って、子どもたちにも衛生的な害、それから車、環境悪化、それから時期によっては鳴き声がうるさくて眠れないというようなこともあって、そういうことをやらせていただいたわけでありまして。決して何もやっていないわけでありまして、個別の具体的な事情、それから地域のお困り度合い、そういったものに対応してこれまでも役場としては真摯に対応したと思っております。一般論ではなくて、具体的にここでこんな事例があると、そこで今こんなことになって、こういう動きがあるということをご相談いただければ、我々も別に逃げるわけでも全くありませんし、真摯に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（斉藤うめ子君） 町長、今おっしゃったように、これ町としても非常に悩ましい大変な問題なのですけれども、最初に言ったように、これは個々でやっている。今二十何匹とか、やっていらっしゃる方はたくさんいるのですけれども、やっぱり限界があって、これは行政とそういう人たちとが一体になってやっていく。問題解決しなくてはいけないと思います。解決できないことはないのです。ですから、今の町長の答弁は私には非常に消極的に思えたのですけれども、それに対して調査することは必要なのですけれども、前向きに、今度オリンピックになるかならないかわかりませんが、ニセコ町に野良猫がうようよしていて車にひかれたとか、そういう環境、衛生、全てを含めて、世界に堂々とニセコ町がニセコ町というものをアピールできる町にするには猫対策もその一つの重要なあれですので、町長、もう一度、これから個別にも検討、お話し合いできたらと思いますので、したいと思っております。

それで、財政が大変だからやめた、これが一番いけないのです。1町村だけだったからそうなので、これは道の責任も非常に大きいのですけれども、全国的には広がっていますし、先ほども申し上げたように神石高原町のような、ニセコ町の2倍しかない人口を抱えて、そして高齢化率が50%に近いところでこういうプロジェクトをやっている。しかも、ふるさと納税をそこに充てる。全国から注目されています。こういう取り組みというのは人道的に非常に大事なことだと思います。猫の命も犬の命も、町長の命も教育長の命も、皆さんの命もみんな命、同じです。猫にも犬にも幸せになる権利があると思います。じっくり考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 答弁よろしいですか。

○4番（斉藤うめ子君） はい。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、通告に従いまして、1件質問させていただきます。

綺羅乃湯の泉源について。綺羅乃湯の新しいポンプの入れかえ作業中において動力ケーブルの破損により、温泉のくみ上げができない状況との報告を受けました。原因が何なのか、カメラを入れてみたら管内の腐食等がひどく、状況が大変悪いということでした。新たにケーシング管設置工事等の補正予算を計上したにもかかわらず、現在も新しいポンプが入っていない状況で、自噴している湯量だけでは足りず、水道水を加水し、加温して営業していると聞いております。町として早急に対処すべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの青羽議員のご質問にお答え申し上げます。

綺羅乃湯の温泉井戸の補修につきまして9月定例議会において補正予算を可決いただき、補修工事を進めてまいりましたが、既存のケーシング管の傷みがひどく、予定していた150メートル地点まで内挿管を入れることは困難であるということがわかりました。現状では自噴により毎分30リットルから40リットルのお湯がこれまで同様湧出しておりますので、当面は自噴しているこのお湯を綺羅乃湯に圧送して対応してまいりたいと考えております。しかしながら、湯温が低下していることや、風呂掃除のときなど一時的に大量のお湯が必要となる場合への対応が難しい状況であることから、新たな泉源確保について検討してまいりたいと考えております。

また、温泉掘削につきましては、場所の選定において熱量や湧出量などを考慮しなければなりませんし、掘削許可を得るために手続を要します。研究機関等の助言を得ながら技術的な調査を進めるとともに、財源の確保の検討を行い、でき得る限り早く対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） ただいま町長の答弁で、新たな温泉の泉源確保が必要だというふうに認識しているというような答弁があったように思います。私も、本当に町民に愛されている施設として早急に、私の考えでいきますと年明け早々にも補正するなり、新年度の予算には組み込んでいただけるような、そういった配慮が必要でないかなと思っております。

そこで、今答弁の中で私の認識とちょっと違ったなと思っているのですけれども、ただいまでも自噴で毎分30、40あるように伺ったように思いますけれども、私の調べたところでは毎分でいくと五、六リッターぐらいだというふうに聞いていますので、その辺は後で担当者のほうで確認していただければ結構ですけれども、それによってかなりの水道水を加水するだとか、そういった状況が変わってきますので、それを踏まえて、まずは水中ポンプを交換する工事に当たって今回これがわかったと。水中ポンプを交換するには定期的、5年置きだったのか、何年置きかによって繰り返されてきたわけですけれども、ポンプよりもケーシング管の状況が悪くてこういうことになったということでございました。そこで、まずこのケーシング管の点検なりメンテナンスというのは必要なかったものなのか、それとも怠ってしまったものなのか、それ1点です。

そして、前向きな質問といたしまして、町長の答弁の中にもありましたとおり、早急に新しい泉源確保しなければならないというような思いでいるのであれば、まず場所は、新たなボーリングする場所はどの辺を想定しているものなのか。今の泉源は新しい集合住宅の敷地内ぎりぎりというような、そこが本当にいいのか、そういったこともあるでしょうし、また検討しているということでございましたら、あの井戸が今現在の井戸で300メートルと聞いていますので、最低でも300メートル掘った場合どのぐらいの工事として、見積もりとして予算規模としてどのぐらいを想定しているものなのか。

また、温泉を掘るのにいろんな許可が必要だとかというふうなこともございます中で、最大限急いでいつごろまでに新たな泉源を利用できる施設になるものなのか、こういったタイムスケジュールになるのかということをご聞きしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えをいたします。

ケーシング管の点検等のことをございます。こちらについては、タイミングといたしましてはポンプの交換を行う際にその状態を確認をするというのがこれまでのやり方でございまして、今回綺羅乃湯のポンプにつきましては9年ほどそのまま交換を要さなかったというところがございまして、9年間確認がとれていませんでした。その間に大分傷んでいたというところが実態でございまして、こちらについてはこれまでのポンプの寿命というか、それとはまた別に、5年なりに中をきちっと確認をしていくというようなことも必要になってくるのかなというふうに考えております。こちらについては、今新しい井戸というお話、ご質問もございましたが、その辺の検討する中で、ライフサイクルという部分も含めてしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

ボーリング場所等については、これについては土の下のことということで、外見だけではすぐ判断できないものですから、ほか研究機関等の助言を得ながら早急に場所決めをしてまいりたいというふうに思っております。金額的には、こちらも詳細を調べた状況ではございませんが、概算で大体メートル当たり8万円から10万円程度は必要だというふうには言われております。あとは、深さによって変わってくるということでございます。あとまた、附帯工事等々によっては金額が若干変わってまいりますので、あくまでも目安というふうにご理解いただければと思います。

あと、許可については、北海道のほうの許可を得るために、年に数回開催されます温泉審議会と

いうところにご審議申し上げて、そこで許可をいただくという手続がございまして、どうしてもタイム的には数カ月たってしまうということで、掘削時間等を含めて、北海道との協議を始めてからおおむね1年程度は要するというふうに伺っております。

自噴による湧出量につきましては、改修した当初は確かに5リッターぐらいしか出なかったそうなのですが、今落ちついている中では30リッターぐらいは上がっているというふうに工事事業者のほうからは聞いております。ただ、綺羅乃湯のほうのオペレーション上、どうしても大量に使うときには今の湯量では全く足りていませんので、そこについては非常にご苦勞をおかけしているという状況でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問の中ですぐにでもということ、できれば町として有利な財源を確保したいという思いから、現在北海道、それから経済産業省を中心としたエネルギー機関に打診をして、ニセコ町の中央地区における自然再生可能エネルギー等の有効利用に関する調査の中で温泉の掘削、そのことによって地下資源の調査も含めた全体像の調査をできないかという打診をしているところであります。今幾つかのメニューが出されておまして、こういったものを全体像を参酌しつつ、ニセコ町にとって最も有利で、そして将来的にも活用できるものということで現在検討を進めているところであります。なるべく早目に議会の皆さんともご相談させていただくよう検討を急いで、着手をしたいというふうに思っております。

それと、ボーリング場所につきましては、先ほど言いましたいろんな研究機関のご指導も得たいとは思っておりますが、限りなく現在の綺羅乃湯に近い場所で町の土地もある場所ということ的前提としつつ検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 地質業者といろいろと検討してというようなお話があったと思うのですが、以前に我々担当課長のほうからもご説明いただいた中に、最初温泉掘るときの中央地区の地下調査というものが残っているということであれば、新たにまた例えば業者に委託して調べるだとか、無駄なお金をかけることなく、データをもとに、ここにこういう脈があるのだとか、多分そういったものが残っているのではないかという中で思っているのですけれども、そういったものがあれば即活用して行えばいいのではないかなと思っております。

あとまた、今財源のお話もあったと思うのですけれども、確かに環境省ですとか、そういったところの有利な助成金のあるようなものも検討するのはもちろんでしょうけれども、今現在の自噴している井戸が崩落して全く使えなくなる可能性だって考えられるわけだと思います。そういったことも想定されるのであれば、もちろん補助金なり、いろんな有利なものも同時に進行しながら、同時に進行ということができないのかできないのかも私の知識ではわからないのですけれども、そういったことも必要でないかなと思っております。

また、キラットニセコさんは営業日数もふやしながら、職員の頑張りによって何とか黒字を確保している状況だというのは、皆さんご存じだと思うのです。それも、あそこの営業自体が重油です

とか、水道水ですとか、そういった光熱費が占める割合というのがかなり高いということになっております。その中で、いろんな審議会を通して作業に入るということになって、では実際に新しい泉源を使うのに早くても1年だ、早くても2年だとか、そういった期間がある間、それでも綺羅乃湯は沸かしながらも多分地域の愛される施設として維持確保していかなければならないと思います。その中で、もし営業努力一生懸命キラットニセコの間人がやっている、会社がやっているにしてもどうしても水道光熱費の部分で赤字が続くというようなことがあった場合は、町としてはそれなりのことを補填するなり、そういったことを考えておられるのかお聞きします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 調査費のところについてご説明を申し上げます。

先ほど青羽議員ご指摘のとおり、資料等々、地下の情報についてはそろっているところがございますので、掘削に係る部分の調査委託というものは考えておりません。現存の資料等を使ってやりたいと思っております。ただ、全体的な温泉利用という部分の調査経費という部分で先ほど町長述べておりますので、その部分に関しては掘削と並行した部分の事業分ということで調査が必要ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） タイムスケジュールに関しましては、できるだけ早くという意味で、これが年明けて2年後とか、そんなふうなことは全く考えておりません。できるだけ、今有利な財源が見込めれば早急に直ちにいろんな対応に入っていきたいと。

それから、地下資源の調査について民間事業者に調査してもらおうという考えは全くありませんで、これまでも北海道地下資源調査所というのが昔ありまして、それが今北海道総合研究機構というものになっております。北海道総合研究機構ではこの辺の地熱データ網羅して持っておられますので、そういったところのアドバイスを受けつつという意味でございます。おっしゃるとおり、いろんな対応については検討していきたいというふうに思っております。

なお、綺羅乃湯につきましては、今職員の皆さん、それから役員の方々の大変なご尽力によってきちっと営業されているという認識しておりますので、町としては赤字がどうこうという問題ではなくて、これまで同様きちっと応援をさせていただくということで考えてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） この際、午前11時35分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） さきに通告いたしました国営改良圃場の地力強化と石礫除去について質問いたします。

国営事業が始まって3年が過ぎました。作業効率の向上などよい点もたくさんありますが、表土を動かすことにより畑の基礎体力とも言うべき地力がどうしても低下してしまいます。そこで、工事の前年及び工事完了後にそれぞれ土壌分析を行い、その差を把握して堆肥の散布や緑肥の作付等を行い、地力回復を推し進める事業が必要と考えます。人間に例えると、土壌分析は血液検査、堆肥や緑肥は基礎体力づくりに当たります。基幹産業である農業の農地の地力回復に農家個人の努力ばかりではなく、町としても政策的に強力な下支えが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

また、石礫除去についてもニセコ町の現状に即した除去方法など、柔軟な対応が必要と考えますが、この点についても伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。

国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区は、平成26年度に事業がスタートし、ことしで4年目、工事も3年が経過し、水田118ヘクタール、畑133ヘクタールの整備が完了しております。事業の評価ですが、水田では区画の拡大による作業効率の向上、水利施設の近代化による管理労力の縮減など、また畑においては区画の整形や勾配修正、暗渠排水、石礫除去による作業効率の向上や表土の流出の軽減、湿害の防止など、事業の効果は十分に発揮されているものと考えております。しかしながら、一方で工事の際の大型建設機械の作業により、土質によっては基盤の透水性が悪くなったり、作土となる表土に下層不良土が混入し、議員ご指摘のとおり地力が低下するなど、収量や品質にばらつきが生じていることも承知しております。この国営緊急農地再編整備事業は、農業生産基盤となる農地及び農業水利施設の整備が目的であり、作土となる表土の地力回復も含め、肥培管理は農業者の皆さんそれぞれの営農の中で取り組んでいただくこととなっております。しかしながら、状況の分析も大変重要だと考えておりますので、事業実施5年目となる来年度に試験圃場を設定して、工事前、工事後の土壌診断や土壌硬度試験を行い、作土の特性を分析するなど、まず町としてできる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、石礫除去についてお答えいたします。本町の農地は、中小河川や沢地に囲まれた地形条件から、石礫の混入が多く、農業者の皆さんには大変ご苦勞をされてきたのではないかと思います。本事業では、115戸の事業参加者のうち、65戸、受益面積1,490ヘクタールのうち451ヘクタールの農地の石礫除去を計画しております。工事実施に当たっては、石礫除去を計画されている受益者の皆さんの要望等を確認し、従来の工法にプラスして石礫を砕く工法、クラッシャー工法やストーンピッカーなどの専用機械も導入し、各圃場に合った工事を進めているところでございます。

今後も期成会を中心に、後志中部農業開発事業所と町の3者で協議を行いながら事業を推進してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長の答弁の中で、来年度におきましては試験圃場を設置して作土の分析を行うと、前向きな言葉をいただいたかなと思っております。その上で、踏まえてなのですが、農政課で今までの中でも緑肥の関係の補助としての種子補助ですか、事業を行った経緯があるのですが、私がどうだろうという相談で質問しているのは、土地改良した土地に特化したという言い方

が正しいかどうかは別として、今までの状況の中においては堆肥が大体農家1戸当たり50トンという形で進んだのを例えば300トンぐらいまでは町として補助対象にしようと、特化した事業として。また、緑肥については、1年間かけて畑をつくろうとする農家がいるならば、そこにおける種子の永年のなというのだろうか、短期的な種子ではなくて、1年間通して乾物量の多い緑肥をまこうとするときの種子は値段が張るのです。そこで、そういうところの事業的に町としても下支えするということが必要ではないかというふうに私は考えているのです。来年度作土の分析を行った上で対応だというふうになると、一年でも早く私は取り進めていただきたい。

実際問題として、今営農している農家の人でも、前年度分析し、それから終わった段階で土壌分析を再度し、その差を把握して、そこで農家の努力として緑肥を進めたり、また肥培管理を考えたりする農家もいるようです。その中において、先ほど土壌分析を進めていくということで、進めていただけるのはありがたいことで、土壌分析することによって、この土、畑がどういう状況かというのが把握できれば、基礎体力づくりとなる緑肥にしても、堆肥の投入量にしても、その農家の土によって入れ方が変わってくると思うのです。その辺を踏まえた上で、ここらを強く、単年度である程度の地力に取り戻していくための方策を町としても施策的に進めていけないものかどうかというふうに思っているのですが、その辺再度お願いできればと思うのですが。

○議長（高橋 守君） 藤田室長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えしたいと思います。

竹内議員のほうで特化した事業が組めないかということでございますけれども、現在農政課のほうで緑肥作物奨励事業、あるいは完熟堆肥流通促進事業など進めているところでございますけれども、町としてはまず現状把握するという、それで試験圃場を設定して、工事前についてはその圃場で1カ所、あるいは工事後については切り土部分1カ所、盛り土部分1カ所など、きちっと土質状況の変化を把握した中で今後事業を検討していきたいというふうに考えております。ただ、事業の性質上、肥培管理等については農家の方が営農の中で行っていただくということになっておりますので、そうなる国営事業ではなく町の単独事業ということになりますので、現在の事業も含めた中で来年度検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） この国営事業を含めて、町としては農業振興というのは、クリーン農業の推進というのは振興計画にも書かせていただいて、町全体で農業基盤整備を含めた応援をすることでこれまでできております。そういったこともあって、国営事業受益者の皆さんの負担率も管内や全国的に見ても相当低い状況で応援をさせていただいてきたところでございます。ただいまのご意見等も踏まえつつ検討はさせていただきますが、町としてこれまでも本当に精いっぱい応援はしてきていることも一方でご理解を賜れば大変ありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今担当課長、それからまた町長から精いっぱいのはやっているという

お話でした。確かに今現在としても農政課のほうでの例えば緑肥づくり、それから土壌分析等についての事業の推進はされております。ただ、例えば土壌分析につきましても農家の人が把握できるかどうかという面において、昔は役場の職員の中でその辺を把握している人がいて、例えば分析終わった時点での農家対応というのが小まめにできた経緯もあったのです。だけれども、近年はなかなかそういう面が行われなくなっているところが私にとっては残念なのですが、少なくともこの分析をして、これを農家個人が理解できるような方策をとっていただきたい。

それから、もう一つの緑肥、堆肥につきましては、実績を踏まえた上でというのは当然わかります。まして、今までの中においても町も精いっぱいやっていますということなのですが、1つとしてニセコ町にたくさん見えられる観光客がニセコの田園風景の中において、ニセコ山系を後ろに、手前で例えばジャガイモの畑があるところで写真を撮るとか、また緑肥のヒマワリでというようなことも行われている経緯があります。そういう自然を求めて来られる消費者の方もたくさんいられるので、この辺はぜひとももう一步踏み込んだ施策を組んでいただきたい。

それと同時に、近年農家人口が減っている中において、少なからずIターンやUターンの若者が増えてきております。そして、ましてやこの事業を行うことによって、農作業についてはトラクターや何かの無人化や、またAI化に進む事業ではないかと私は考えております。そういう面からも、均衡した土質になるような方策を手いっぱいではなくて、もう一步踏み込んで考えていただきたいのであるのですが、その辺踏み込んだ答えが出るように、もう一回お願いします。

○議長（高橋 守君） 藤田室長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） ただいまのご質問でございますけれども、農家さんの対応等については、土壌診断を行った上でデータ等をきちっと整理して、国の関係機関、あるいは北海道の関係機関の普及所ですか、等にデータを持ち込んで、施肥計画などの土壌管理技術のご指導をいただいた上で、一番いいのは期成会を通して皆様にお知らせすると、何が減ってどういう状況になったかというのをきちっと分析して、それについては皆様にお知らせしたいなというふうに思っています。

それで、当然ニセコ町は景観の作物についてもある程度圃場枠を大きくした中で対応しているところもありますので、その辺も考慮に入れた中で今後検討してまいればなというふうに思いますので、今現在ではこの程度の答弁でお許しいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、浜本和彦君。

○2番（浜本和彦君） 一般廃棄物処理について伺います。

本町の最終処分場のあり方について、民間委託、広域処理、新たな建設をする場合でも、適切な方法を明確にするためにも29年度に廃棄物処理に関するニセコ町循環型社会形成推進地域計画を策定し、具体的な計画を進める。並行して、民間業者や関係町村との協議を進めるとの回答でありましたが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場の整備につきましては、本年度循環型社会形成推進地域計画の検討を進めております。内容としましては、本町の一般廃棄物の現状から一般廃棄物最終処分場はどの程度の規模が必要なのか、概算事業費及び新たに建設する場合のほか、隣接する用地に既設の最終処分場のごみを埋めかえる方法が実施できないかなどを含めて最終処分場の施設のあり方を検討しております。なお、循環型社会形成推進交付金は、全国都市清掃会議廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領というものによることから、おおむね供用開始から15年の施設整備計画となっているところでございます。本計画案では、一般廃棄物最終処分場の施設につきましては既設の最終処分場と程度の4,500立方メートルが必要と見込まれ、事業実施においては既設の浸出水処理施設を改造し、供用するものとしても最終処分場の整備に3億5,000万円、このほか地質調査、生活環境影響調査、実施設計等、総事業費では4億1,800万円の事業費が見込まれております。

なお、国では一般廃棄物の全ての施設において広域処理を推進していることについては、平成28年12月の一般質問においてお答え申し上げたとおりでございます。一般廃棄物最終処分場の広域化につきましては、関係7町村の共通認識で検討することが不可欠となっております。現時点では各町村が有する施設の残余容量に偏在があることから、7町村の枠組みによる広域処理の実現にはまだ時間がかかるのではないかと考えております。しかしながら、将来的な広域化を目指し、本年度供用限度10年未満の蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、この4カ町村で次期最終処分場整備の検討に向けた勉強会を開始したところでございます。この中で、最終処分場の適正規模を見きわめなければならないこと、また町村財政の状況が厳しい中、整備、維持管理コストの低減が期待できる整備手法の検討、さらには性質上、周辺地域の安全確保に向けての対応や、長きにわたり適切な維持管理が行われなければならないこと、こういった今後の整備手法の検討に当たっての幾つかのポイントが整理されてきたところでございます。この検討内容のまとめとしましては、単独での最終処分場の設置は小規模自治体の財政状況を逼迫させる要因となること、埋め立て処分場を集約化することで大幅なイニシャルコストの抑制が可能な広域処理方式が有効な選択肢となるということがあります。ただ、候補地の選定に相当な困難が予想され、その決定までに十分な時間を要するのではないかとというのが当面する課題というまとめとなっております。

このため、羊蹄山麓町村全体の課題として検討することが望ましいとの考えで、現行では民間委託方式が現実的な対応策であり、各町村の現有施設で一定程度の残余容量を確保し、不測の事態に対応しつつ民間委託を推進することが必要との結論となっております。なお、民間施設に委託する場合においては、町外の民間事業者1社について委託が可能との回答であり、処分費用の改定等により若干の経費増は見込まれますが、町単独で最終処分場を整備する場合に比べて事業費が少なく見込まれ、委託する場合の手続や時間に多くを要しないことなど、大きなメリットを有しております。さらに、民間事業者の所在地の町長には、本年11月10日付で事前協議書を提出し、当該町村での民間委託による処理について承諾する旨の連絡をいただいたところでございます。こうしたことから、現在諸準備を進めており、平成30年度からは民間委託方式を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） ありがとうございます。今長々と丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。結局民間、結論からいうと民間委託にしたいということだと私は今理解しているのですが、もう一方で、もしそうした場合に、多分安くなるということは逆に言うとリスクをしよう。もし民間がだめになった場合には、そのごみはどうするのだという問題は出てくるのだらうと思います。1点目は、そのリスクをどういうふう回避するのか。

それから、今広域でやるという話ありましたけれども、1町村でやるというのは非常にお金のかかる問題ですから、それはぜひ広域でやっていただきたいということは私自身も思いますし、そういう方向で今後も詰めていかれるのだらうと思いますけれども、そこはそういう方向で進めていってもらいたいと要望します。

あと、今答えが出るかどうかわかりませんが、そういう方向でリスクをしょっていかねばならないのですけれども、多分来年からやっていくということであれば、すぐそのリスクは生まれると思うのですけれども、その辺を今後どのように扱っていくのかお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これまでの考えでは、約2年半ぐらい現在の処分場、まだ今容量としてはございますので、その容量を一つの町単位でのリスク管理としては保持しつつ、それは入れませんが、一応ニセコ町には処分場がありますという形のリスク回避の部分としてそのまま持つておきたい。一方で、できるものについては、今隣町の合意も得ましたので、民間事業者に委託をして、全体のコスト軽減を図っていくというふうと考えて取り組んでいきたいと思っております。

それと、これまで羊蹄山麓廃棄物連絡対策協議会で、例えば羊蹄山麓で今全体のものをRDF化したり、共同でやっています。そこがもし何かの、例えば地震の大規模災害等でだめになったらどうするかということで、余市、小樽、北後志を含めて相互に連携するというようにして、話し合いをしたり、あるいは物によっては協定書を既に過去にも設置しておりますので、そういった公共の自治体間の広域連携によってリスク分散をしていきたい、そのことによって将来の安全を確保していきたいというように思っております。

それと、最後に、国でも全体とにかく広域化ということ、民間委託を中心にした広域化を国はイメージしておられますが、そういった国の方針にもそう対応になるというふうに思っておりますので、できる限りいろんな面で国の応援も得つつ進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） もう一点、多分今まだ入る余裕があるということで、それをもちながら民間に出すということだというふうに理解しますが、今年間相当な管理費かかっていますね。それをずっと抱えていくということは管理費かかると思うのですけれども、仮に閉鎖した場合にその管理費はかかっているのか、閉鎖しても管理しなければいけないということがあろうかと思うのですけれども、その辺についてご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 維持管理費の関係につきましては、埋め立て費用等の部分についてはそんなに費用がかかっておらず、水処理施設のその部分で大きな金額がかかってくるかと思えます。そういった部分で考えると、年間700万円程度の処理が必要になるのではないかということでございます。閉鎖してからも、水処理というのは閉鎖したのですぐ全部やめるということはできませんで、そのまま河川等に流しても問題ない水になるまでは水処理をしていかなければならない状況がありますので、閉鎖するほうが短い期間でその部分は達成できるのですけれども、現状維持、容量を確保しながらやっていく場合についても水処理施設はずっとかかってくるという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時58分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、観光目的税について質問いたします。

今後の観光における財源として検討を進めているこの目的税ですけれども、前回の一般質問の際に、10月には庁内プロジェクトを発足して具体的な項目の洗い出しをするとの答弁をいただきましたけれども、その進捗状況はどのようになっているか伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

目的税の検討状況ですが、10月6日に日本交通公社が主催する観光財源研究会設立セミナーが東京で開催されました。これにはニセコ町、倶知安町を含む全国7団体が参画する観光財源研究会において法定外税の意義、国内外の実例研究、税制度における技術的な課題の整理などを行ってきております。財源を確保する手法としては、法定外目的税のほかにも入湯税のかさ上げや分担金などがあり、それぞれによい点、悪い点があります。それは、地域の事情によって全く違った評価となるため、しっかりと本町に適合させていかなければならないものと考えております。また、東京都や大阪府では1万円未満の宿泊料金の場合に課税されない免税点を設けておりますが、この方法にも多くの課題があります。京都市の条例では、免税点を設けず、修学旅行については免除するようにしております。また、北海道においては、道と市町村がそれぞれに同様の法定外目的税の導入を検討しており、先行事例とは違った協議が必要となってきております。それぞれに補完し合えるような制度となることを含め、引き続き関係機関などと連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問の庁内プロジェクトにつきましては、さきに倶知安町との合同視察会を行うなどし

ておりますが、庁内での公式のプロジェクトは今月中に開催の予定としております。プロジェクトチームにおいては、今後本町に特化した具体的な検討や事業者の皆さんとのヒアリングや意見交換などを開催していく予定としております。今後とも関係部署間での情報共有を図りつつ、検討を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 観光財源研究会、セミナー含めて計4回実施されていることは行政報告のほうでもいただいておりますけれども、この研究会のほうにまずどこから全国から自治体が参加しているのか、そしてどういった目的税、法定外税を目指しているのか、わかる範囲でお知らせいただきたいのがまず1点。

それと、もう一つ、今答弁の中にもありましたけれども、入湯税のかさ上げという言葉がありましたが、東京都の宿泊税がどちらかというとな全国的には目立っていますけれども、道内では釧路市の阿寒温泉の入湯税のかさ上げというのが成功して注目を集めている。別の意味で集めているというふうに認識をしております。ニセコ町としても今後いろいろと検討していくということがあろうかと思えますけれども、こういった入湯税のかさ上げということも選択肢の一つにあるのかどうか。

この2点をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのご質問の研究会に参加されている団体ということでございますが、基本的には研究会のほうは非公開ということで運営させていただいておりますので、内容については詳細については開示されていないところがございますが、参加されている団体につきましてはニセコ町、倶知安町、あと熱海市、別府市、白馬村、あとそれと沖縄の恩納村、あとそれと行政ではございませんが、富良野地区の団体も一部参加をされておまして、7団体ということでございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど入湯税の関係もありますが、幅広い検討の中の素材としては頭の中にあります。具体的には現在宿泊税をメインに、ニセコ地域の二次交通含めて、観光客の質を上げるための安定的な財源をどう確保していくかという面で検討しているというような状況でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 先ほどの前原課長のほうの中で、もし先ほどおっしゃっていたいろんな自治体のほうで目指しているものがこういったものを目指しているという税の項目があれば、お知らせいただきたい。わかる範囲でよろしいです。

再々質問というところで、今宿泊税をというお話をメインに考えていくということありましたけれども、先ほどの観光財源研究会の中で熱海市さんも入っているというふうに伺いましたけれども、今目的税という法定外目的税ばかりにいろいろと集中されていますけれども、熱海市さんのほうでは別荘等所有税で平米当たり650円というふうに課税されて、法定外普通税として徴収されております。ニセコ町でも、別荘だけではなく、戸建てのコンドミニアムやコンドホテルという形で今後ま

すまます増加していくと思っております。そうすると、必然的にそれに伴って行政需要というものも増していくと考えられますので、そういった意味では、熱海市さんの事例ではないですけれども、こういったものを参考にしながら、別荘やコンドミニウムにかかわる所有税というもの、そういったものを法定外普通税として一定の税負担をしていただくということも考えてもよいのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 協議会の内容ということで、どこがどうという内容まではちょっと発言はできないのですが、大まかな議論の内容とさせていただきますは、まず法定外目的税というところは大きく1つ柱としてあるのですが、そのほかに今さまざま事例のほうも含めて研究をさせていただいているのは、先ほど申し上げました入湯税のかさ上げについて、あとそのほかに分担金、近隣でもございましたB I Dのような事例であるとか、まだ日本ではないのですが、諸外国ではもう既に導入されておりますT I Dというような形のものであったりとか、そういうもののエッセンスをうまく取り入れながら、先ほど申したとおりニセコ、このエリアは倶知安町も目的税の部分の検討をもう表明されておまして、北海道もそこはやっているというところで、我々としても新たな形を模索していかなければいけないというところで、さまざまなそういう事例を学ばせていただいて、我々に合ったものを何とか導き出したいということを考えていただいております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 将来的には、木下議員がご指摘されました点等々も検討してまいりたいというふうに思っておりますが、現在軽井沢、それから熱海がいわゆる別荘税という言い方をされていて、それぞれ徴収をしながら、その地域の品質を確保ということをやっておられます。こういった先行事例も十分検討させていただきながら、現在我々の課題である観光客の足を含めた安定的な財源確保につままして具体的な検討をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次。

○1番（木下裕三君） 続きまして、ラジオニセコについて質問いたします。

ラジオニセコは、2012年に放送を開始して以来、7年とありますが、5年の間違いです。申しわけございません。が経過し、その間に職員や関係者の努力もあって、地域に愛される放送局に育ってきております。このラジオニセコについて、当時の設立や放送開始に至ったその経緯を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

ラジオニセコにつまましては、過去行政情報の伝達手段の一つであり、電話回線を利用したオフトーク通信、そよかぜ通信と呼んでおりましたが、これの廃止に伴う代替の情報伝達システムとして平成24年3月から放送を開始しております。これにつまましては、平成22年10月に、札幌で三角山放送局を運営する株式会社らむれすのご支援をいただき、設立準備を始めたところでありました。この担当は企画環境課が窓口となり、役場内の経営会議などを通じて施設整備、予算、運営体制、事業内容などを検討してまいりました。この検討に当たっては、防災無線、無線LAN、テレビ方

式などさまざまな情報伝達方法から音声による情報の伝達の優位性を考慮し、コミュニティFM方式を採用したというのが経過でございます。ラジオニセコは、「聴くだけじゃない、出るラジオ」をテーマに、町民から愛されるラジオとして開局から5年9カ月が経過しております。ニセコ町におけるコミュニティ活動の形成や推進において、また防災、減災情報伝達の観点から、ますますその重要性が高まっているものと認識をしております。今後ともラジオニセコの放送が円滑に行われますよう、町としても支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 全国でこういった形で、自治体でコミュニティFMという形で防災無線兼ねてやっているところもあろうかと思いますが、どこかそういった参考にした自治体があるのかということ伺いたいのがまず1点。

それとあと、今ラジオニセコ、ニセコリゾート観光協会の組織に組み込まれておりますけれども、その組み込まれた理由を伺いたいという点が2点目。

それと、3点目が役場職員でラジオニセコの機材を操作できる職員は何人いるのか、これが3点目。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、参考自治体でございますが、いろいろ当時の資料等を見ますと、さまざまなラジオ局、道内でいきますと例えば留萌さんのFM放送局ですとか、さまざまな放送局について参考として検討したようでございます。今細かなその当時例えばどういうところを訪ねられたかという情報が手元にちょっとございませんので、後でまたそこはお知らせさせていただければと思います。

それから、観光協会のほうに組み込むということでもありますのは、役場でFMを立ち上げるといいますか、役場そのものがFMを運営するということは放送法上できないということで、会社もしくはNPOですとか、それぞれの法人を構えてFM放送しなければならないという形の中で、観光協会が既に株式会社化しておるということで、その中に組み込んで実施するのが、それであれば早目に実施もできるということで、当時はそのようなことで観光協会に組み込まれたやに認識しているところでございます。

役場職員で操作ということになりますと、はっきりとわかりませんが、私が今担当でございますが、私も操作と言われますとできないという状態になります。役場の内部から緊急放送等をするということで、役場の演奏所、役場の1階にある部屋からFMの放送中でも構わず緊急放送するということであれば、それは職員のほとんどができるという状況にはなっておりますが、例えば中央のFMの局舎へ行って、そこで放送業務の云々となると、恐らく当時立ち上げた担当ができるかできないかぐらいの感じではないかと思われま。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 私のほうから若干補足をさせていただきます。

参考事例というところがございますが、FM局というのはやはりそれぞれの地域の特徴を生かした中で立ち上げるということで、どこかを例に見させていただいたと、モデルにしたというところは正直言ってございません。ただ、それぞれの特色をどういう形で生かしているのかというところで、各所の放送局を研修させていただきました。一番最初にまず見させていただいたのは、九州の小国のコミュニティFM局、あとそれと日本で一番小さな村がつけられているコミュニティFM局で、鹿児島の上野村というところにありますコミュニティFM局、そちらのほうを見させていただきました。少ないスタッフの中でどういう形で放送を維持するのかというところ、あと設備、実際に小さい町でオペレーションするのに最低限の設備というのはどういうものなのかというところを見させていただきました。また、同時にFMの熊本なんかも見させていただいて、大きい都市圏でのコミュニティFM局というのはどういうことをされているのか、圏域の放送局とか、北海道の大きいところと同じようなオペレーションをしているのですけれども、そこにコミュニティーの例えば地元の小学生が番組を持っているだとか、いろいろそういうようなオペレーションのところは勉強させていただいております。

補足をさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点、観光協会に組み込まれた理由の主な要因であります。放送局独自で設立するという、それから別な任意の団体もしくは通常の株式会社、法人ですね、どこに行くかということで当時いろんな検討を内部でさせていただきました。その中で、人数もいて、総体的にいろんな人事を含めて応援しやすい体制、それとニセコ町がリゾート観光という面で発展している、観光を内外にPRする拠点ともなるということで、ニセコリゾート観光協会の中に事業部制でラジオニセコを置くのが一番放送にとっていいのではないかとということで、株式会社ニセコリゾート観光協会の中にラジオ部門を設けるということで決定をしてこれまでできているというような状況でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 観光協会の業務に関して、担当される課が商工観光課と企画環境課の2つの課に担当というのが分かっているわけなのですけれども、これ現場の感覚からいくと少々混乱を招くのではないかと。そういうことを想定しなかったのかなということをお伺いしたいことがまず1つ。

それとあと、今体制的なところでいろんなお話が出ておりますが、今後もこの現状の体制のままで行くのか、何らかの体制の変更だとかを検討していないのかということが2点目。

それと、3点目なのですが、今まさに前原課長のほうから、参考とするところで熊本県の小国町のところもというふうにおっしゃっていましたが、私も以前小国町のほうに視察に行った際に、役場職員が庁舎内にあるFM器材をてきぱきと操作しているという姿を見てまして、当然ニセコ町もそういうふうになるのではないかなというふうに想定しておりました。そういった意味では、防災無線としての庁舎内での緊急放送ということは別として、リスク回避のためにも今後役場職員でも器材、中央の器材を扱える職員を育てるということも重要なのではないかなというふうに思い

ます。

この3点をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 全てにお答えできるかどうかあれですけども、協会の業務体制2つに分かれていると。実際に確かに観光協会本体を含めて、商工観光課、それからラジオ部門についてはラジオニセコということで、受け取る現場のところでの混乱というのは、なるべくそれはしないように、私どものそれぞれの担当も例えば、先ごろからですけども、取締役会にオブザーバー参加させていただくとか、それからリーダーの会議にも両担当が出るようにするだとかということの情報の共有ができるような改善をさせていただいているというところではございます。

それから、今後の体制変更というのはラジオに関してということだと思うのですが、よりよいラジオの体制がいかなるものかということについては検討は怠らずに行っていきたいと思っておりますし、それによって本当によりよいものはこういうものかということであるならば、その体制について検討していくということも可能だろうとは思いますが、現状の形の中で何か今こっちの方向へ進むというふうに考えていることではございませんということが1つ。

それから、小国の職員がてきぱきとと、操作ができるということでもございました。確かにおっしゃるとおりのところもあるので、ここについてはきっちりと検討させていただきたいと、私が申し上げていいかどうか、ちょっとあれですけども、防災の観点からということになると思うのですが、実際に私も担当として本来であれば中央の庁舎に行ってもぱっと使えるようになっているのが確かに理想かなというふうには考えます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 関連しまして私のほうからも少しご回答させていただきたいなというふうに思います。

まず、1点は、職員がラジオ機材を操作できるという部分ですけども、現状の一般的な放送の中では現状では難しい状況でございます。ただ、災害時についてはやはり役場機能としてもラジオ機能としての役割は非常に大きいですので、例えば災害時にはラジオニセコのスタッフだけでは賅い切れない部分があると思いますので、それは観光協会との連携、もしくは町の職員が出向いた対応等々については必要かなと感じておりますので、今後その辺は体制づくりをしていきたいなというふうに考えております。

それと、体制の部分でございますが、確かにことしの観光協会の株主総会の中でもラジオニセコの今後についてのご質問がございました。現状では何とか体制、人員の整備を含めて体制をとるべく今対応しているところがございますけれども、今観光協会の中でも、取締役会もそうですけれども、取締役会の前段で、いわゆる本社部門、道の駅にある部門、それとラジオニセコの部分という形でマネジャー会議というのを開いてございます。これは、役場の担当職員も入った中での情報連携を図りながらも、それぞれの持っている部署の課題解決に向けて対応させていただいておりますので、それら機能の充実も含めまして今後また体制等の充実を図っていければいいかなというふう

に思っております。

いずれにいたしましても、ラジオニセコは町民のみならず、インターネットを通じまして海外からも、また道外からもたくさんの方に聞いていただいておりますし、先般の新聞報道にありましてとおり、ラジオ放送劇団というものがこれまで何度か賞を受けたりして、町民皆さんの力で成り立っている組織でございますので、これまで培ってきましたラジオニセコのクオリティーがなるべく下がらないように町としても支援をしていきたいと思っておりますし、一緒に取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久君。

○6番（三谷典久君） 通告に従いまして、2件質問します。

まず初めに、ごみ固形燃料化処理について質問します。ニセコ町民の排出した燃えるごみは、焼却ではなく固形燃料化処理されますが、その説明が十分なされていないと思っております。ごみの処理方法が固形燃料化処理方式であることを町民に理解してもらう必要があると考えて質問します。

1、ニセコ町一般廃棄物処理基本計画及びニセコ町一般廃棄物処理実施計画において、現在の固形燃料化処理に関しどのように記載しているか。

2、固形燃料化方式について町民にどのように説明しているか。

3、固形燃料化方式に変わり、衛生ごみの新たな分別がふえた理由は何か。

4、例えば容器に残ったケチャップやマヨネーズなどの食品残渣は、どのように捨てればよいか。

5、ごみステーションで収集されなかつたためごみの処理はどうしたらよいか。

6、燃やすごみ袋の表示を固形燃料化処理向けのごみであることがわかる表示の専用ごみ袋に変えるべきではないか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

可燃ごみの固形燃料化は、ことし12月で2年10カ月を経過しております。以下、ご質問に順次お答え申し上げます。

1点目のニセコ町一般廃棄物処理基本計画では、第2節、ごみ処理技術、3としてごみの中間処理技術、（4）にごみ燃料化施設（RDF）施設として廃棄物中の可燃物を破砕、整形し、燃料として取り扱うことができる性状にする技術と記載をしております。4、ごみの中間処理計画、（2）、中間処理方法の中で、平成25年度より協議会ではRDF、固形燃料化委託施設を整備しており、平成27年度からRDF化に移行する予定というふうに記載をしております。一般廃棄物処理実施計画においては、発生量の見込みの中で燃やすごみとして数量を推計し、処理量ではRDF処理として記載をしております。

2点目の町民の皆様には、固形燃料化方式とは家庭や事業所から出される燃やすごみをさらに分別し、破砕などを行って乾燥させ、押し固めて固形燃料化するものと広報ニセコ、これは平成26年9月号に掲載し、衛生ごみの出し方、衛生ごみは紙おむつ、生理用品、ペットシートなどでありましたが、これらの分別排出ルールや小動物の死骸の排出ルールについて広報ニセコ、これは平成27年2月号に特集を掲載して周知を図っております。また、各家庭に配付しておりますごみの分け方と

出し方、これの裏面は英語表記としておりますが、これとごみの品目別分類一覧表で燃やすごみのうち、衛生ごみを分けていただくよう周知をしているところでございます。燃やすごみの処理方法がRDFに変更となる際には、まちづくり町民講座、広報ニセコでの掲載、分別方法の説明会を開催し、町内へはチラシの配布を行ってきております。

3点目の衛生ごみの新たな分別は、衛生ごみには固形燃料に適さない吸収性高分子が入っているほか、衛生上の問題もあって、他の燃やすごみとまざってしまうと固形燃料化がうまくできないことから、分別をお願いしてきているものでございます。

4点目につきましては、ごみの品目別分類一覧表のとおり、ケチャップやマヨネーズの食品残渣については、中身を使い切っていただくか生ごみに排出し、容器を洗浄して資源ごみで排出いただくこととしております。なお、汚れが付着しているごみにつきましては、燃やすごみとしての排出をお願いしているところでございます。

次、5点目の分別や排出方法が守られないごみとして排出されるだめごみの処理につきましては、収集事業者による再分別は困難なため、自治会で再分別をお願いしているところです。ほとんどの自治会では再分別を行っていただいているところでございますが、やむを得ず衛生上の観点から一定期間を経て回収せざるを得ない場合も一部残念ながら発生しているということでございます。

6点目、燃やすごみ袋の表示につきましては、これまででもご意見をいただいていたところでありますが、各町内会の衛生組合長や廃棄物検討委員の考え並びに羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の関係町村にも表示変更のことについて確認をし、今後とも統一的な取り扱いを進めていけたらいいのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、初めの一般廃棄物処理基本計画というのは、ニセコ町のごみ処理の指針であり、基本になるのです。先ほどの答弁では幾らか記載されているというようなことは言っていましたけれども、具体的に固形燃料化、RDF、これについて詳しく書いているわけではないのです。非常に簡単にしか書いていません。私がここでちゃんと説明していますかと言うのは、RDFというのは出した後に処理施設においてどういうふうに、手で選別されるわけですね、乾燥させたり、いろいろ分別されて、そして固形燃料にされるのだという、そういう一連の作業、内容をきちんと説明しなければいけないということでは言っているわけです。そういう意味では、一般廃棄物処理基本計画ではきちんとした説明はなされていません。

それから、町民向けのごみに関する情報というのが今幾らか町長の答弁の中にも出てきましたが、例えばごみの分け方と出し方、それからごみの品目別分類一覧表、それから「もっと知りたいことしの仕事」の中にごみの分別と捨て方というのがあつたのです。この中のどれにも固形燃料化処理についての説明がないのです。先ほど広報で説明したと言いました。これは、RDFが始まる前に広報したわけです。だけれども、町民の皆さんがいつまでもそれを持っているかといったら、そういうことはないわけです。日々町民の皆さんがごみを出すときに、例えば「もっと知りたい」でもいいです。そこの部分を見てRDFどうやってやるのかなということがわかるような説明が一切今の現状ではないのです。それがまず問題だと思うわけです。なぜこういう説明がないのかということ

を考えたのですけれども、結局固形燃料化処理の内容を知らなくても、分別さえ守ればこのシステムはうまくいくのだという、そういう考えが根底にあるような気がするのです。だけれども、固形燃料化処理を知らないということできざまな問題が生じてくると私は考えるわけです。

まず1つは、それを知らないことで分別が不十分になる可能性があります。ごみというのは、最終的には燃やせばいいのだというのがもともとの焼却やっていたときに皆さん持っている考えです。知らなければ、最後は燃やすほうに何でも入れてしまうと思います。生ごみだって燃やせば終わりだと思う人もいるかもしれません。そういう分別が不十分になる可能性があるということ。

それから、捨てようとするごみがどう処理して捨てるべきかわからない場合があるわけです。先ほどの質問は、その例なのです。ケチャップやマヨネーズの容器の中の残りです。これ先ほど町長答弁しましたけれども、あれ実は間違いなのです。生ごみに入れればいいと思うかもしれませんが、これ生ごみに入れられないのです。皆さんぼけっとしてはいますけれども、ニセコ町の品目分類の中を見ていただければわかるのですけれども、生ごみに丸ついていません、中身は。これに関しては、倶知安のごみの資料を見ますときちんと書いてあります。ケチャップの場合だったら、例えば塩分です。マヨネーズの場合は油分があるので、中身は生ごみの中に入れてはいけません。結局堆肥化する場合にそれが影響するということらしいのです。だから、この場合は、本来は恐らく自分の家に堆肥化することができるコンポストがある方が一番いいと思います。あるいは、水で流して浄化槽ということもあるかもしれませんが、それだっただくさん流せば影響あると思う。あるいは、単独浄化槽でしたら川に流れてしまうわけですよ。そういうことを考えると、川に流さないように考えた場合には、そういう部分は紙で拭き取るなり、ぼろきれで拭き取るなりして、それで捨てることになる。では、その拭いた紙はどうするか。結局RDF化のごみになってしまうのです。だけれども、それは一応燃えるごみにはなりますけれども、固形燃料化の原料としては不適なごみになるわけです。なぜなら塩分が多いからです。固形燃料化のごみに不適なごみというのは、塩分が多いですとか、油分が多い、水分が多いというのは不適なごみなのです。こういったことで、今言ったように分別の一覧表から外れるごみがある。そういうことをどっちに入れたらいいかということは、この処理の仕方を知っていれば幾らかわかるわけです。今そういう情報がないということを指摘しているわけです。

それから、ここで1つ質問したいのですけれども、情報共有という意味からもニセコ町として固形燃料処理に関してもっと十分な説明をして、住民の理解をもっと得た上でごみ問題を進めるべきではないかと思うわけです。そして、先ほどの話とつながるのですけれども、固形燃焼を製造する上で原料には不適なごみがあると、それは先ほどの例として挙げた衛生ごみがそうなわけです。先ほどもう一つ私が例示しましたように、それ以外にもあるわけです。それで、こういったケチャップやマヨネーズの容器を拭き取った食品のついた紙や布だとか、それから生ごみが例えばまざっただめごみもありますね。それから、ごみステーションに残ったごみも最終的にはやっぱり燃えるごみで出さなければいけないわけです。そういったごみは、みんな塩分多かったり、水分多かったり、油分多かったりして、これはRDFには不適なごみなのです。ここで提案というか、問題提起したいのは、今固形燃料化不適ごみとされているのは衛生ごみだけなのですけれども、それ以外にもそ

ういう不適ごみがあるわけです。それを区分して分別して、固形燃料化不適ごみという区分を設けるべきではないかということを考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私から三谷議員のご質問に少しお答えをしたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成26年度を初年度とする10年間を計画期間としまして、平成35年を計画目標年次としております。本町が長期的、総合的視野に立ってごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分場までのごみの適正な基本的事項を記載しているところです。本計画は、前提となっている諸条件が変動となった場合は見直すこととしておりますけれども、平成25年度より羊蹄山麓廃棄物連絡協議会でRDF固形燃料化委託施設を整備しており、平成27年からRDFに移行する予定であるという記載で計画書をつくっておりますので、本計画どおり処理方式が進んでいったということで、見直しをしております。

それと、ご指摘のありました「もっと知りたいことしの仕事」の中でごみの分別と捨て方についてという部分で、燃やせるごみのうち固形燃料化処理によって衛生ごみを出す方法が変更となりましたけれども、分別方法が変わるのは衛生ごみだけで、それ以外は今までどおりの方法で出していただけとの考えで、燃やすごみ、衛生ごみとして表記しているだけで、固形燃料化処理については特に説明をしております。

それと、ご指摘のありました新たに固形燃料化不適ごみという区分を設けるべきではないのかというご質問だったと思いますけれども、ごみ処理についてはごみ分別の周知徹底や町民皆様に理解を求める必要がありまして、今以上の分別が可能かどうか、十分な検討が必要かと思っております。それ以前に、現在の分別が十分に守られているか、今ご指摘のありました生ごみも詳しくご指摘あったのですけれども、そういった部分も守られているのかと、これ以上の分別を求めることが町民の皆様に理解されるのかという部分もありますし、これについては広域というか、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理協議会の関係7町村での取り組みも必要になってくると思っておりますので、そういったことからなかなかそうですねということにお返事するのは難しいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ご質問にありましたRDFのために分別をもっと細かくすべきでないかということにつきましては、現在そうした考えはありません。これまで議会の皆様にもご報告再三させていただいておりますし、ごみの住民の皆さんとの会議でもお話しさせていただきましたが、基本的にRDFが環境にいい施設というふうに私は思っておりませんので、これまでも首長の会議等があって、その決める前段では別な方式にすべきではないかという提案をしてきたところであります。その中でどうしてもRDFということの方針が固まりましたので、ニセコ町におきましては19種別、21区分にわたる分別を既に行っているのです、これ以上の分別をしない形でRDFを行うということの合意形成の中でこれまで広域処理を進めてきたものであります。その中で、おしめとか衛生用品については、私どもから提案をして、それが混在して本当にRDFうまくいくのですかということで提起をして、その中にあえて分別を入れさせていただいたというようなものであります。

それと、ごみ質分析、年に何度かやっておりますけれども、ニセコ町から出されたごみ質につきましては、品質は相当レベル高い分別をされております。混合ごみは極めて少ない実態がありますので、それは数値上隠しているものでありませんので、ご報告、後で個別に資料等は出させていただきますればいかなというふうに思っております。

先ほどあった意見、住民にもっと説明すべきではないかということで、RDFについてわかりづらいうことであれば、それはいろんな周知の仕方もあろうかと思っておりますので、RDFってこんなものですよというお知らせはしていきたいなと思っております。ただ、一部最近誤解があるというふうに随分思っておりますのは、我が町を含めて羊蹄山麓の町村においてはかなり分別きちっとされています。ただ、受託事業者さんは、今特に比羅夫地区の事業者においては、ちょっと勘違いいかもしれませんが、1キロ100円だと思っておりますが、かなり高い値段で、全て入れ込んでいいですと、混合ごみでいいですと、出してくださいと、それについては高い料金で集めますということをやられています。当初は、それを施設を設けて、羊蹄山麓から来た我々の分別自治体ごみとは分けてやるということになっていましたが、観光の混在ごみはその業者さんが受けている量が多くて、そこでは収集できないということで、当初のラインとしては分けると思っていたところにやむを得ず今入れて、はっきり言えば生ごみですとかいろんなごみが入ったものと混在をして、ベルトコンベヤーで多くの人が携わって仕事をされているということになっているという報告を受けております。ただ、そういうものを見た方においては、何だこれかと、何でも入ってベルトコンベヤーで仕分けしているのではないかと、自治体からそういう分別されていないごみが出ているのではないかと懸念をお持ちの方もおられると聞いておりますので、その辺はこれまでどおりしっかり住民の皆さんが分別していただいたものをその行いを大事にしつつ、今後とも継続して現状のような体制で取り進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、この町村、あるいはこの管内の分別でいいほうだということなわけですけれども、それやはりだめごみがないわけではないわけです。それをなくす一つの方法として、やはりごみの処理、RDFとは何かということを知る必要があるのだということのをさっきからくどくどと言っているわけです。RDFにしたときに制約があったということを感じるのですけれども、つまりこれ以上の分別を行わないで進めるというのが前提だということだったのでしたけれども、しかしそれが果たして今そのとおりにいくのかどうかということを検討しなければいけないのではないかと思います。結局RDFの不適合ごみがふえれば、RDF化処理の仕方がどこかでつまづくのではないかと気もするわけです。そこに関しては今事業ごみとか何か出てきましたけれども、事業ごみに関してはまた事業ごみで考えなければいけない部分があるのですけれども、とにかく事業ごみにしても事業者に対する負担がかなりあるのはわかります。それでもこのやり方をする以上、もともとはこれに反対したということをお聞きしましたが、それも知っていますが、それもひっくるめて、ごみを処理する以上は、相手に対して、それが事業者であろうがだれであろうが、それに対してきちんと説明していかなければいけないと思います。まずそれが1つ、何回も繰り返して言わせていただきたいと思います。

それから、ごみの処理というのは、これを決めるには確かに広域とか、そういった部分です。ここで私がこう言ったからといって、それがすぐ変わるわけではないというのはわかっています。だけれども、事務レベルでのそういう議会、会議とかがあるわけですから、その中で提案するということもできると思うし、結局ごみを出すのは町民なわけです。一人一人の住民なわけです。そうすると、やはりごみ問題は町民、住民の一人一人の意識を高めないといけない問題だと思う。つまり例えばごみを出すときに、出せば終わりということではなくて、それがどういうふうに乗ばれて、どういうふうに分断されるかということを知ることです。そうでなければ、例えばごみの収集車が出されたごみの内容によってはけがをしたり、あるいは発火する、そういった事故に巻き込まれるということもあるでしょうし、あるいは今回のRDFの処理にしても、手作業ですから、鋭利なものとか、そういったものが入っていたら危ないのだということ、そういうことを知る必要があるわけです。ごみを出すほうとしては、出す側の意識を高めることが必要であるということ、そしてそれはまずはそのごみの処理の仕方を知ることが前提にあるのではないかなと思うのです。

それから、もう一つ言いたいのは、先ほどから言っていますように、ごみ処理、固形燃料化処理施設では搬入されたごみは基本的に手作業で分別しているわけです。その作業量と手間というのは大変なものだと思います。現在の可燃ごみの処理業務委託料は、トン当たり3万8,000円です。この金額が今後ごみの量がふえることによってふえる可能性だって当然考えられるわけです。そのときにこのように固形燃料化不適ごみという区分をつけることでより作業の軽減につながるのではないかな。委託料の増大を防ぐことにつながるということも私は考えられると思うのです。そういう意味もあって、こういう分別の仕方も考えるべきでないかと考えています。いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ごみを出す側の意識という部分がございます。ご指摘のとおりかと思えます。それで、平成29年度におきましては、町の衛生組合連合会長さんによるのですけれども、ごみ処理見学会ということで固形燃料化処理施設も見ていただいております。10月24日に実施をしているところです。ご指摘のとおり、固形燃料化施設におきましては不適物を手選別で除去しておりますので、ガラスでけがしたりとか、これは大量の不適ごみがあって除去するという作業は作業効率の悪化につながりますし、固形燃料化方式については理解を得られるよう努めていきたいと思っておりますし、引き続きごみの減量化とかごみ分別の徹底を周知していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 新年度におきまして、ごみの今の分別のいろんな出ささせていただいているものありますが、それを基本的には一新させていただいて、できるだけわかりやすいものを出す予定しておりますので、その中におきましてもRDFの現在の処理方法等については周知をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○6番（三谷典久君） 次に移ります。次は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について質問します。

平成29年3月6日、また10月24日開催のニセコ町環境審議会において、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関して、経産省の原発関連予算からの補助であって、もらうべきではないのではないか。あるいは、交付対象が原発から30キロ圏内の自治体であって、この事業を活用することが原発を認めることにならないか。このような意見が出されています。そこで、質問いたします。

- 1、この補助金の趣旨は何か。また、財源は何か。
- 2、この補助事業に関して30キロ圏内の自治体に対して何らかの条件がつけられているか。
- 3、ニセコ町はこの事業に参加するに当たり、庁内でどのような議論がされたか。
- 4、環境審議会ですどのような意見が出されたか。
- 5、今回の事業参加に当たって、環境審議会での議論はどのように反映されたか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

この補助金の趣旨は、原子力発電施設が立地する自治体などが実施するエネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造を図ることを目的とすると補助金の交付要綱に定められているところでございます。財源につきましては、国のエネルギー特別会計中、エネルギー需給構造高度化対策費、エネルギー源の多様化等に必要な経費、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金の中に位置づけられた補助金でございます。

当該補助金は、原子力発電所から30キロ圏内の自治体も対象としておりますが、補助金活用の際に、例えば報道等にありましたように原発再稼働容認などの条件は付されておられません。当該補助事業を活用するに当たっては、ことし2月の事業説明会への参加に始まり、北海道経済産業局との相談を進め、4月の2次募集への補助申請に至ったところでございます。環境モデル都市として方向性を決めておりますニセコ町としましては、さまざまな支援や機会を敏感に捉え、多くの投資を要する再生可能エネルギーへの転換を強力に進めるために、今回同様、今後とも必要に応じてこうした補助金を活用することとしていきたいと考えております。また、本町の30キロ圏内に泊原子力発電所があり、稼働していないとはいえ、現在も事故等のリスクは存在しているわけであり、そのような中、経済産業省も原発の影響が周辺にも及ぶことがわかり、仕組みを見直したものの、再稼働の同意を得る目的ではないということは再三関係産業省自体が明言をしているところでございます。原発再稼働容認の有無にかかわらず、30キロ圏内に位置する本町は原発の影響が及ぶ可能性があり、当該補助金の該当となって当然であると考えております。

次に、ニセコ町環境審議会でのご意見ですが、原発の影響に関する補助金であり、再稼働につながる可能性があるので、活用の際にはまちづくり基本条例に位置づける情報公開、住民参加により町民の意見を聞いた上で活用を決めるべきという趣旨のご意見、また再生可能エネルギーへの転換に向けて活用できる補助金は活用すべきという趣旨のご意見の両方がございました。これらご意見をいかに反映したかということですが、12月22日に開催予定のニセコ町環境審議会の前段に当該補助金を活用するに至った経緯と当該補助金の活用に向けたニセコ町の見解についてご説明の機会を設けることとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） この事業は、ニセコ町では6月議会で予算が通ったのです。私もこの件に関しては、再生可能エネルギーの推進の重要性ということで賛成しました。ところが、秋ごろから新聞なんかで、この補助金がもともとは原発立地自治体だったのが30キロ圏に拡大されたと、そのことで原発との関連性が新聞で指摘されたわけです。つまり再稼働に向けてのあめとむちのあめではないかというようなことが報道されました。私も実は町民から、この補助金使うべきではないのではないかとということを指摘を受けたのです。私そのときここまで詳しくわからなかったものから、いろいろ調べて、日本共産党の小樽地区に委員会というのがあって、そこを通していろいろ資料を集めたのですけれども、要するに不安を持つ方。

先ほどの答弁なかなかややこしくてわからなかったものですから、私が理解しているところを少し申し上げたいと思います。それは、国会の経済産業委員会の議事録というのがあって、平成28年4月1日なのです。この事業に関して質疑があるのです。共産党の藤野保史議員というのが質問をしまして、経産省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関して、制度の概要、事業内容、予算とその財源、それからその対象は廃炉を決められた自治体に限られるかと、こういった質問がされているのです。そこで、まずこの事業の背景というのは、川内原発を初めとして再稼働が進んでいるけれども、一方で廃炉の動きがあると。こういうふうに原子力発電所を取り巻く環境の変化があるのだと。そこで、廃炉になる可能性のある原発が存在する立地市町村を中心として、それらの地域の経済構造の多角化を目指して取り組む。それをエネルギー構造の転換と言っているというふうに書かれています。そして、立地自治体だけなのかということに関しては、立地自治体以外の市町村について補助対象から排除することは想定はしていないけれども、さっきから言っているように趣旨は廃炉であるので、基本的にはそういった立地自治体になるであろうということが書かれています。

一番ここで大事なところなのですけれども、財源なのですけれども、ここではっきり言われているのは、これは電源特会ではございませんで、エネルギー需給構造高度化対策、いわゆる内外の経済的、社会的な環境に応じて安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることなのです。ここで大事なところは、電源特会でないということなのです。電源特会というのは何かといいますと、これは電源開発促進対策特別会計の略称で、原発立地自治体なんかには補助金を交付する特別会計であって、これが財源でないということは、いわゆるひもつきではないということなのです。ここの環境審議会なんかで問題になっているこれはひもつきではないとか、いろんな問題というのは、ここである程度そういう不安に対する回答になっているわけです。私自身は、これはかなり廃炉に向けてのそういう予算づけであるというふうに考えています。ですから、そういったいろんな問題はこのところでもって十分クリアできるのではないかと考えるわけなのです。

そこで、そういうことを私は理解しているのですけれども、先ほどの町長の答弁なのですけれども、環境審議会の中でその辺のことにに関して要するにこれがひもつきではないとか、あるいはいろんな再稼働に向けての何らかのそんたくしなければいけないような部分があるのではないかと、そういうことに関してどのように回答してきたのか。それがまず1つ伺いたいのと、今回

この経過なのですけれども、3月の環境審議会で問題提起されているのです。その次に審議会が開催されたのは7月なのです。その間に6月議会で予算が議決されたわけです。本来これは3月に問題提起されているのですから、事業参加するに当たってやっぱり審議会で議論すべきではなかったのかというふうに思うのですけれども、それはいかがでしょうか。3月で問題提起されていて、6月で議会を通ったのですけれども、その間にこういう問題提起されているのだから、審議会でもって審議することが必要だったのではないかということをお聞きしたいということです。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 前回の7月の審議会の中でも、いわゆるひもつきではないかというところのお話は出ていたかと思いますが、それに対しては、いわゆるひもつきではありませんというお話をさせていただいています。そういう流れでご説明をしてきたことだと押さえております。

それから、3月に話があり、7月に話があり、その間に6月に議決があったと。3月の審議会の後ということ、説明がということでありましたが、3月の時点でもお話あったときに、いわゆるひもつきということではありませんというお話をさせていただいてはいたと思いますけれども、そのほかにこの補助金の採択、もしくは申請するか否かみたいな、そのようないわゆる手続というところを環境審議会にかけて、この補助金については申請する、しないを審議会で審議するというようなつもりはございませんでした。その考え方の基本的なところは、あまたある補助金の申請に際して、全てにおいて何かの審議会等の中で、この補助金については申請するとかしないとかいうことをこれまでの中でもそういうことを決めてきた経過はないと思いますし、今後もあまたある補助金の申請に関して、補助金を申請するか、しないかということ審議会にかけるという、慣習的にそういうことはないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） いろんな面で情報共有が必要だというのはおっしゃるとおりで、今後ともそういう努力をしていきたいなというふうに思っております。ただ、今回幾つかのマスコミでそういった稼働に向けての、先ほどあめとむちという表現されましたが、あめではないのかと言われたことに関しましては、私が考えたのは、日本のうのみ率をそのとき私はツイッターにも書かせていただきましたが、新聞報道やマスコミ、きょうマスコミの取材あって、恐縮ではありますが、信じる率というのは日本は七十数%と先進国トップなのです。普通フランスやイギリスは、そのデータ見ると大体3割、4割で、ちゃんとそれを検証するという意識ありますが、どうも出るとそれが正しいということで、後でイメージとしては弁明に追われるようなことがしょっちゅうあるものですから、我々自身も含めて、その内容を吟味するということが必要ではないかなというふうに今回も強く思いました。ただ、誤解を招くようなものについては、きちっと今後ともしっかり否定をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今回の新聞の報道に関しては、私が先ほど資料を読んだように、きちんと中身が紹介されていない部分が多分にあるのではないかと思います。そういうところが1つ問題

だったのだらうと思うのですけれども、そういうこともひっくるめて、審議会の中でそういう情報提供を十分していただきたいということが1つです。

それから、今回先日議会報告会があったのですけれども、その中で原発やJRにテーマを絞った意見交換会をやってほしいという意見が町民から出されました。町民の考えを知って、民意はどこにあるかを常に知ることによって議会の対応を考えてほしいと、こういう意味なのです。だけれども、これは議会に対してだけではなくて、行政側に対しても当てはまると思うのです。そもそも審議会は、町民の考えを聞いて、町の民意を知るところにあるはずなわけです。今回の経過を見てみると、どうも審議会がそういった形で働けないような状況にあるのではないかと。最終的には意見を聞いて終わり。先ほど全てを事業を採択するか、しないか、そこまではやっていませんという、そういうふうなことがあったのですけれども、全てとは言わずとも、やはり問題提起された部分に関しては常に議論するのですとか、お互い情報共有高めて、中身をよく知って検討するという、そういう場を持つことができることはあったのではないかとと思うのです。要するに審議会のこれだけに限らず一般的な議論として、審議会が政策案件に対して重要な位置づけにいるかどうか、そこがちょっと私は今回の経過を聞いていて心配しました。結果的に審議会の役割は十分に果たしていなかったのではないかと感じてしまうのですけれども、まず審議会が十分役割果たしていなかったのではないかとと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 審議会に付させていただいた内容については、構造高度化事業にのって今実施している再生可能エネルギーの内容についてのご報告だとか、それからその再生可能エネルギーの、前回の会議でも出ましたけれども、再生可能エネルギー、今回やった事業の成果がより大事であるというようなご指摘もいただいております、それらのご指摘を十分踏まえて、またこの事業に、再生可能エネルギーの導入に関する事業に進んでまいりたいというふうに考えております。そのようなことのご指摘もいただいているのも審議会でございますし、そういう意味でいけば審議会の皆さんのご意見という部分については多々反映といいますか、参考にさせていただいているところだと考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今おっしゃった中で審議会の重要性は、各検討会、それからいろんな我々庁内検討会ありますが、それぞれ真摯な対応をして、その意見を最大限尊重しながら今いろんな手続を行っているところであります。ただ、私どもニセコ町まちづくり基本条例というのは、まさに住民自治とうたっております、全てを役場がお膳立てしてテーブルを設ける町ではもうないというふうに思っています。問題、課題、あるいはこうしたいという方がおられれば、それは5人でも集まればどこへでも行きますと言っていますし、それは人数にかかわらず、いろんな開かれた場があるわけです。住民主体のまちづくりというのは、まさに住民の皆さんがみずから考えて行動することが基本だというふうに思っておりますので、町が設ける委員会、審議会、そういう場もきちっとできるだけ設けたいとは思いますが、住民皆様もそれぞれ問題を持ったらその場でそうい

ったテーブルを設けて議論するとか、そういう場をたくさん設けていただく、それがまさに情報共有のまちづくりに資するのではないかというふうに思いますので、その辺もまたご指導、ご支援賜ればありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了します。

この際、午後2時20分まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第6号

○議長（高橋 守君） 日程第4、議案第6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第7号

○議長（高橋 守君） 日程第5、議案第7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) 情報通信から農林水産物販売に変わったことで、こここのところに過疎地域内において生産された農産物だという、そういうのが書かれているわけです。この過疎地域というのは、例えばニセコ町でしたらニセコ町だけなのか、あるいは他町村の過疎地域でいいのか。あるいは、その農産物として企業が使う農産物のどれだけの割合を考えているのか。

○議長(高橋 守君) 芳賀課長。

○税務課長(芳賀善範君) ただいまのご質問についてなのですが、こちらのほうは過疎地域自立促進特別措置法の一部改正、国のほうの改正条例にありまして、その文面どおりの改正となっております。減価償却の特例という部分で農林水産物販売業、この部分の規定がございまして、その中において過疎地域内においてという文面がございまして、そのまま条文として設けているもので、ニセコ町独自のものとして考えているものは一切ございません。

○議長(高橋 守君) ということは、全体でいいということだね。ほかの町村でもいいということなの。

税務課長。

○税務課長（芳賀善範君） 規定の中で国の規定をそのまま運用しておりまして、現在その部分についてニセコ町独自という意味合いで規定しているということではありませんけれども、現状で今のところここに該当してきているところがないものですから、現状でニセコ町独自という規定として考えているということでもございません。ちょっと質問の回答になっていませんので、申しわけありません。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） これは、国における過疎地域の法律の一部改正ですので、ニセコ町に限ったことではなくて、日本全国の過疎地域の改正でございますので、当然ニセコ町に限ったことではなくて、ほかの町村からの部分も全部該当になるという押さえでいいかと思えます。お願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） これが一つの条件としてあるのであれば、過疎地域の物を使っているということが出来る企業でなければだめなわけですよ。そうすると、この条例の課税免除の条件というのが施設の取得価格が2,700万円ですとか、雇用者が10人以上というのがありますけれども、これに加えて過疎地域の農産物を例えば100%使うのか、50%使うのかわかりませんが、そういう条件というのはその中に新たに加える必要がないのかどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 暫時休憩いたしたいと思えます。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（芳賀善範君） 済みません。新旧対照表をちょっとごらんいただきたいのですが、新旧対照表4ページです。その第2条、課税免除の範囲、第2条第2号です。農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）という、この規定の範囲になっておりますので、パーセント等の表示は特にございません。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） ですから、100%過疎地域の農産物でなければいけないのか、あるいは50%でいいのか、そういった割合というのがあるのかどうか。では、これが過疎地域の農産物を使っているということをどうやって確認するのか、そういったことまで考えていかなければいけないのではないかと思うのですが。

○議長（高橋 守君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時42分

○議長（高橋 守君） 議事を再開いたします。

副町長。

○副町長（林 知己君） 済みません。回答に時間をいただいて申しわけございません。

今回課税免除の範囲といたしまして、農林水産物販売業を加えるという改正でございます。今回国の制度改正に伴います改正であるということと、今担当のほうで振興局等確認させていただきましたが、課税が来年からの改正ということで、いわゆる逐条解説というか、その詳細については今後の改正に伴った部分で制度設計、内容が出てくるということでございますので、今回改正事項については、新たに加わるものがあるということでご承諾をいただきまして、その運用内容の範囲等につきましては国もしくは道からの回答が届き次第ご報告させていただくことでご承認いただければありがたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） よろしいですか。

（「とりあえず」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第9号

○議長（高橋 守君） 日程第7、議案第9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題

とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 29年度の一般会計予算の中の65ページのマイナンバーカードについて伺いたいと思います。ここのところの下のほうにあります戸籍住民基本台帳費140万4,000円、それからそれに関連してでしょうか、64ページの一般管理費の中で35万6,000円というのがありますけれども、まず140万4,000円の金額、改修のための費用なのですけれども、この根拠について伺いたいと思います。それが1点です。

それから、住基システム改修、括弧して旧姓併記というのですけれども、これは男性も可能ということでのいいのでしょうか。ほとんど姓を変えているのは96%が女性だと言われているのですけれども、男性も同時にできるのかどうか。それで、ことし29年4月に総務省住民制度課がマイナンバーカードの別姓の記載のことについて発信したものがあつたのですけれども、簡単に概要を読みます。短いですから聞いてください。「政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくるための大きな目標である希望出生率1.8%の実現に向け、女性活躍を中核と位置づけ、取り組むこととしている。そのため、女性の一人一人がみずからの希望に応じた活躍できる社会づくりが重要であるとし、具体的な取り組みとして希望する者に係るマイナンバーカードへの旧姓の併記等を可能とするよう関係法令の改正を行うとともに、システムの改修等を行う」とあつたのです。ですから、今質問したように、これはどうなのですか。女性を対象にした説明しか概要はないのですけれども、男性にも適用されるのかどうか。

それから、その後いろいろな事情でその都度いろいろとまた改正するとかいろいろなことになつたときに、またそれもできるのかどうか、その辺が2点目です。

それから、合計して140万4,000円と35万6,000円、合わせて176万円かかるのですけれども、これはもちろん関連したものとしてなつていふわけではなつていません。住基改修、マイナンバー関連システム改修費としてこれがセットになつていふと考えてよろしいのでしょうか。

それと、これは全額国庫負担ということなのでも、一番最初に申し上げたように国庫負担はいいのですけれども、本当にこれだけで、この金額だけで賄えるのか。これは、全国的に国が変えるシステムですから、全国の1,741市町村、自治体ですか、全部対象になると伺つたのですけれども、果たしてニセコ町に充てられた合計176万円が適切かどうか、これで全部賄えるのかどうかということを伺いたいと思います。

それから、これはいつからスタートするわけですか。一応来年の4月1日というふうには聞いていふのですけれども、今12月のもう半ば過ぎなのでも、時間的に大丈夫かどうか。

それから、ニセコ町のカード普及率は余り高くないと聞いていふのですけれども、こういうのは何人ぐらい使用するのか。また、人数によって、費用というのですか、そういうものに影響するのかがどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

マイナンバーカードの事業の目的なのですけれども、マイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、既存の住民基本台帳システムを改修するというごさいまして、今おっしゃられました一億総活躍社会をつくるための大きな目標である女性の活躍という部分で、旧姓等をマイナンバーカードに記載するために、もともとの住民票を改修しなければ記載ができませんので、この改修を行うということで、準備につきましては29年度の途中から、29年の9月から始めておりまして、30年の3月までの間にこの改修を終えるということで、この負担金につきましては北海道自治体情報システム協議会に対する負担金でございまして、ニセコ町が140万4,000円で足りるかという部分については、この負担金の見積もりが出ておりますので、これで対応するというごさい、全額国庫負担金ということで考えております。

それと、総務費の一般管理費の自治体情報システム35万6,000円につきましては、これは全く別なものでございまして、予算うちの戸籍のほうから上げていないという部分についてもあるのですけれども、これは総務一括で自治体情報センターに負担する金額でして、中身は、住民票の例えば死亡日が確定しないような人いますよね、推定何日とか、そういった部分は今まで記載ができない状況だったのです。死亡日いつということで特定しないとならなかったのですが、そういう部分についての改修がされるということで、総務一括負担金の中で整理をされているというごさいます。

それと、先ほどマイナンバーの関係について女性だけかという部分については、私の把握している段階では女性だけということで考えております。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 補足ということではないのですけれども、先ほどの65ページの140万4,000円につきましては、先ほど町民生活課長のほうから答弁したとおり140万4,000円でございますが、自治体情報システム協議会のほうで総額3,931万2,000円でシステム改修するものでございまして、加入市町村、28市町村で分割しているという金額でニセコ町が140万4,000円というごさいます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） マイナンバーカードの交付によって金額が変わるのかという部分についてお答えをしていなかったということで、これについては、住民基本台帳システムの整備という部分についてはマイナンバーカードの数にかかわらず改修することで、何枚だから何ぼということで補填されるものではないということでお知らせをしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 総務費のほうの35万6,000円の方でございましてけれども、こちら先ほど横山課長から話しているとおりでございまして、住民記録システム、先ほど死亡日不明の場合というお話ありましたが、そちらのほうでの改修費が12万8,547円、それと税務システムのほうのデータ標準レイアウトを改めるということで、こちらのほうで22万6,800円という予算で、総額35万6,000円という内訳になってございまして、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 今の答弁ですと、このシステム改修に関しては140万4,000円で分割してニセコ町の場合は間に合うということなのですけれども、これ本当に間違いないのでしょうか。と申しますのは、繰り返しもあるか、重なることもあると思いますけれども、全国的にやるわけですから、私が聞いているところでは人口に合わせて8段階システムを採用しているというのですけれども、何かばらばらになっている。人口が例えば何万人というところでも300万円ぐらいとか、ニセコ町のように5,000人前後でも140万円もらうだとか、そういうことでちょっと問題になっているようなのですけれども、これ実際にはやってみなければわからないこともあるかもしれませんけれども、国はこの改修のために100億円を確保しているというのですけれども、だけれども実際にはこの四、五倍かかるのではないか。そして、自治体によってはこれで間に合わないから、単独で出しているところも出さなければならないところもあるという情報があるのですけれども、そういう心配は全くないというふうに言い切れるものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。私個人としてはマイナンバーカードには賛成していませんので、登録もしていませんけれども、そのあたりのところを。

それで、もともとは、マイナンバーカードを取り入れた時点でこういう問題はちゃんと組み込んで考えているべき問題だったのではないかと思うのです。それが今になってからまた追加改修ということになって、100億円、200億円、わかりませんが、今一応国は100億円を出しているというのですけれども、こういうことは本当に税金の無駄遣いなので、ここでそんなこと申し上げても国の問題なのであれですけれども、ニセコ町としては本当に追加、一般財源、またはニセコ町個人から出すという、そういう心配はないのか、改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ただいまは北海道自治体情報システムの協議会の負担金の見積もりによって計上しておりますけれども、国からは166万円を上限として補助金が交付されるということで、その下限ということで考えておまして、自己負担は発生しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 最初に、50ページの第2表、債務負担行為補正にかかわってご質問させていただきます。

他の会計を含めまして170万円、約200万円強の委託業務を予定されているということでございますが、説明の中には現在使っているプリンターが多少なりとも老朽化してきたのだというような説明もございました。ただ、基本的に大きな方針転換といいますか、これまで職員が行ってきたものを業者に行わせるということで、職員の分の業務の負担軽減が見込まれるわけでございますけれども、その分をどのような業務で次に何をしようということを考えているのかお伺いをいたします。

それとまた、あわせてデータが外部に出ることによって事故のリスクが大きくなるというふうに

考えられます。事故を防止するためのリスク管理の方法についてどのように考えられているかお伺いをいたします。

さらに、他の業務の中でも、例えば幼児センターなどでも保護者への納入通知書の発付ですとか、現行の打ち出し業務によって行われているものも多々あるかと思えます。それらの業務もこのように全て外部に委託をして処理しようと考えられているのか。また、それらはそれらで現行のプリンターを使えるうちは使って進めようと考えられているのか、その辺の外部委託にすることと職員がみずからやることの整合性についてお伺いをいたします。

それから、もう一点でございますが、65ページの8目自治創生費の中の14節、バス借り上げ料で220万円の予算が計上されている。これに関しましては詳しく説明をいただきまして、内容については十分理解をしているつもりでございますが、実証試験をこの220万円で行うという基本的な説明であったかというふうに考えておりますが、その実証試験なるものを今後検証終わった後にどのように生かそうとされているのか。1つには、デマンドバスの使い勝手の悪さや、また新たな交通手段の模索などというさまざまな面が考えられるかと思えますが、単にバスをこの間、3月までの間運行するだけにとどまらず、実証試験ですから、それらの仮説があつて、それらに向かってどのような手段が結果的に導き出されようとしているのかというあたりがわかりましたら、お知らせいただきたいと思えます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） まず、50ページの債務負担行為の関係です。町税納付書等印刷及び封入業務の委託料ということで、現状現有のレーザープリンター、通常のプリンターとはちょっと違いまして、4税の納入通知書、あとは後期高齢者医療、この5つに使っているレーザープリンターなのですけれども、こちらは平成21年5月導入で、一般的に耐用年数7年程度と言われるものでございます。同程度の機械の更新につきましては、所要額で約1,000万円、7年減価償却で143万円、年額かかるといような高額なレーザープリンターを使って納税通知書のほうを印刷しているというのが現状でございます。内部的に、このレーザープリンターを購入するというのはかなり負担が大きいということで種々検討した状況でございます。町税4税、それから後期高齢者、この部分につきましての印刷業務を委託するということを考えて債務負担行為ということでございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 65ページの自治創生費の220万円のバス借り上げ料の関係でございます。

実証試験を行って、今後どのように生かそうとしているかということでございますが、現状これまでの調査の中でもデマンドバスのみでは地域の交通の最適化というのは難しいというところも含めて、ことしについては特に混み合っている路線について路線化してみるということによって、デマンドのあき状況、それからお断り状況などがどう減っていくかということを調査させていただくということがありました。それから、これらの結果も踏まえて、これはまだ来年度事業ということなので、それは皆様の議会でのご承認をいただいてからということになりますけれども、想定として

はボランティアのライドシェアを導入をし、最終的にはデマンドバス、それから本当にコアな部分の路線バス、それからライドシェア、これらのものの複合的な形の中で最適化の満足度を上げていきたいという考え方のもとに行うことの実証試験ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 済みません。説明不足で。

節減された部分の予算的な部分というか、労働力的な部分ですけれども、電算的な部分がかなり今増えていまして、来年度国保税の都道府県化に伴う国の共通システムの導入が来年4月からの導入控えています。また、収納のシステムの法人税と住民税の特別徴収については平成31年からなのですけれども、そちらのほうの収納の部分も動いてくるという、それに対する対応ですとか人員の部分で課業務がふえているという状況で、対応していこうというように税務課内部では考えております。

事故リスクの関係についてもご質問がありましたけれども、こちら債務負担行為ということで、今後入札等行っていくわけなのですけれども、その中でこちらのほうのチェック体制も厳密にしながら、慎重にとり行っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 説明が前後になりまして申しわけございません。

篠原議員の先ほどの3番目の他の業務も外部に打ち出すのかというようなお話でございましたけれども、現在外部に委託を考えているのは、先ほど税務課長のほうからも説明ありましたように、民税と固定と軽自と国保の4税、それから後期高齢者の医療保険料、それからもう一点、選挙の入場券ということで考えておまして、そのほかのものにつきましてはこれまでどおり原課対応で、今のところ外部に委託で出すという考えはございませんので、その旨報告いたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） まず、税務の話が出ましたので、そちらのほうから先にお伺いをいたします。

職員が行う業務の中で、職員のルーティンとしてスキルアップにつながるものが私はあるのではないかなというふうに思います。1つを言えば、税の中の今回の外部委託をしようとする作業の中にも、町民の名前ですとか、町民の家族構成ですとか、本来それは担当する職員としてわかっておかなくてはいけない基本的な事項については、その部分で押さえられるといいますか、積み上げていけるものが私はあるのではないかなというふうに思っています。つまりニセコ町に血縁のない職員がだんだん、だんだん増えてきている中で、町民の状況を知る、把握するという意味ではそういうところを押さえる必要があるのではないかなというふうに思います。単に外部委託をして職員の事務軽減、もしくは費用負担を軽減するという発想だけではなくて、町職員全体のスキルアップの一つとしてのツールでもあるというような認識に立てば、私は逆に1,000万円かけても、この業務が多少忙しいといいますか、相当忙しい時間をくぐらなくてはいけないかもしれないけれども、必要

なのではないかなと。それにかわるものが何か別にあればいいのですけれども、私は必要でないかなというふうに考えますので、再度そのところだけ基本的考えをお伺いしたいということが1つ。

それから、2点目の実証試験にかかわって山本課長の説明の中で新しく出てきたのは、路線バスという考え方が今説明の中で触れられておりましたので、これは今までの議員に対する説明の中には一切なかったことで、ここで新たに出てきた説明だなというふうに理解をいたしました。結局今回の実証試験というのがこの後の車のシェアですとか、それから現在行っておりますデマンドバス、それに加えて路線バス、この3つを組み合わせた新たなものを模索していこうとするものなのかどうか、再度そのところを確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） ただいま篠原議員からご質問があったとおり、私も職員のスキルアップにつながるように町民皆さんを知るということはずごく大事なことでと思いますし、外部委託の部分は本当に納入通知書をつくって封入れするという、ある一部分にすぎないというふうに考えております。その前の賦課、課税段階で町民のことに関する技術的な部分であったり、実情であったりというのは当然習得しなければなりませんし、課税がそれでなければできないというふうに考えておりますので、あくまでもこの委託の部分で外部的に中身をという部分ではございませんので、職員には課税の状況からきちんと積み上げた形で、ある一部分だけを外部委託するという認識で周知しているところでございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 路線バス、最適な言い方ではなかったかと思いますが、定期的に走る。人の多く移動する場所については、いわゆる背骨の部分といいますか、そういうところについては定期的に走る路線も加えていくことによってデマンドバスとの整合として最適化がある程度なされるのではないかと、プラスアルファライドシェアを組み合わせることで最適化の満足度が上がっていくのではないかとこの仮説のもとに実施するという内容で、確実にそれが定期で走る、たくさんの方が乗れる、時間が決まった、運行箇所も決まった路線というものを設けるという意味での路線バスということでございます。言っている意味は、そういうことではございました。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） まず、税務にかかわってなのですけれども、私は逆に課長がおっしゃるような名寄せが単純業務だという発想はいけないと思うのです。名寄せができるようにならなかったら、職員として一人前と言ったら語弊ありますけれども、その家族なり、その世帯なりが全て状況がわかって、しっかりと名寄せができるというのが僕は税務担当する職員ではないかなと、そういうふうに考えるのですが、そのところの見解の相違かもしれませんけれども、私はそういう考え方でおりますので、先ほど言ったスキルアップにつながるというのは日常業務以外でさらに大変苦しい思いをして打ち出しをし、それから封筒詰めをしていくと、その過程の中で町民の世帯内の状況を把握するというのも大事なスキルのもとではないかなというふうに考えております。

それから、実証試験にかかわるバスにかかわってですが、再度また1点お伺いしたいのですが、今回の実証試験を行おうとする意思決定の中に、町民の声といいますか、具体的にこのために意見

聴取をし、具体的にそれを反映したものであるというものがもしあれば、お知らせをいただきたいと思ひます。なお、税務課長の答弁は必要はございません。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 税務課長の答弁はよいということでしたけれども、私から少しだけお話しさせていただきます。

篠原議員おっしゃるとおり、私も税務を経験しておりますので、課税の状況、滞納の状況を含めて町民皆さんの状況を把握するという上では、そういう面では非常に必要なというふうに思っております。ただ、課税する上では当然全体、そして個別の課税の状況等々はしっかり把握した上で、今回封筒詰めですとか、そういういわゆる単純作業うか、そういう部分を委託するものでございまして、当然4月、5月というのはそれぞれの税の課税、いろんな部分が重なるものですから、そういうところを少し抑えた中でしっかりと課税をしていこうということで、今回機械の更新等も含めて計上させていただいているところでございます。そういう面では、それぞれ職員のスキルアップに向けてはそういう面で税務課の中でもしっかりと考えていきたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ローカルスマート交通でいろいろな作業をやらせていただいておりますけれども、ご説明させていただいたとおり、冬期間、モイワ、アンヌプリ方面大変多いと。それを今の循環バスといいますか、バス路線を固定することによってデマンドバスにどのくらい余力が出るかということをお今検討させていただいております、その結果を検証しつつ、多様な交通体系のあり方をずっと検討しております。例えばタクシーをうまく活用する方法もあるかもしれません。それから、先ほど言ったライドシェアもありますし、将来的にはいろいろな可能性あると思っております。これまでご説明申し上げましたとおり、短期的に今すぐできること、それは短期的に対応したい。それから、長期的に将来ニセコ全体の交通体系も踏まえて、新幹線や高速道路とかさまざまな要因の長期的な展望も持ちつつ、こういったことも基礎資料を大事にしつつ検討したいということが我々の今考えていることでありまして、何かこれと決めてやっているのではなくて、逆に多様な選択肢を、その判断材料をいかにたくさん集めるかということで現在進ませていただいているということでご理解賜ればありがたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 意思決定において町民の声を反映したものであるかということでございますが、町民のヒアリング、観光客、各種店舗、宿泊施設、交通事業者等々のヒアリングも行い、それからアンケート調査を行ってきました。それらで導き出された満足度の関係だとか、さまざまな方向性から、現状のところまずこういうことでやってみようということで仮説を立てて実施をしているという状況でございます。

以上です。

○7番（篠原正男君） 質問の意図がちょっと違ったので、私もう一回説明させていただいていい

ですか。

大変下手な質問で申しわけございません。私がお伺いしたかったのは、例えば実証試験にかかわって、何とか委員会ですとか、何とかの会とかというものがあって、その中に町民がいて、もしくは学識経験の方がいたり、さまざまな形があって、その中でもまれて今回の実証試験に至ったのですかという質問でございましたので、その点再度ご答弁をお願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 委員会等を実施してということではやっておりません。そのかわりに、先ほどのような形でやらせていただいているということでございます。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） ちょっと確認になろうかと思えますますけれども、65ページの財政管理費の負担金です。36万4,000円なのですけれども、これは北海信金が合併するときに対するシステムの変更ということになろうかと思えますが、相手都合のときにもやはり町が資金を持ってシステムをやろうとするのかというのが1点。

2点目が73ページの幼児センター費であります。幼児センター費の負担金で地域型保育事業給付費負担金で181万8,000円です。説明では蘭越のほうへ2名、11月よりというふうに聞いたかと思うのですが、もし間違っていれば訂正していただくのと、この辺もうちょっと内容教えてほしい。つまり181万円、2名ということは単純にすると90万円強ですよ。それが3月までの間に見る金額なのかどうかも含めてお願いできればと思います。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 初めに、65ページの36万4,000円につきましては、議員おっしゃるとおり、合併に伴うシステム改修というものの経費でございます。合併に伴い、我が町のといいますか、使っているシステムを変更しなければならないということで町のほうで負担するものというふうに考えて予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 幼児センターの部分ですけれども、蘭越のほうに11月から3月までの間2名入所する。家庭的保育ということで行っているところに入所すると。ゼロ歳児なのですけれども、2名そちらのほうに行くという金額になっています。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今最後のほうちょっと聞きそびれたかもしれないのですけれども、3月まで、つまり1名に対して90万円強補助するという感覚ですよ。

○幼児センター長（酒井葉子君） 2名。

○5番（竹内正貴君） ですから、181万8,000円ということですね。了解です。

あと、システムの関係については、相手都合でもやはり町で持つということですね。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） はい、そのように考えていただきたい。相手都合というか、信金さん

の合併ではあるのですが、こちらのシステムの都合ということもありまして直さなければならないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 先ほどのバス借り上げ料です。ローカル交通の関係、ローカル交通の調査からこういう結果になりましたということでこの間説明受けました。確かに数字から見たら冬期間の利用者が多いと。その部分に対応するというのはわかるのですが、ローカル交通の調査ということ考えた場合に、デマンドの部分が非常に重要な部分になってくると思うのです。デマンドというのは、もともとが予約制でドア・ツー・ドアで乗り合いだということでやってきたわけです。乗り合いの部分でもって乗車密度というのが今回の行政報告でも1.5か1.7なのです。この調査したときに、乗車密度を改善するとかということが今いろんな問題抱えている部分の一つの解決策になるということを考えていないのかどうか、それをお伺いしたいのが1つと、それから73ページ、一番下の保健体育総務費、普通旅費の119万5,000円ですか、オリンピックです。オリンピックに関しては、前に予算つけられました700万円、これに関して町民からかなりいろんな意見があるということは皆さんもご存じだとは思いますが。今回また119万円ふえました。要するにお金が一体どこまでふえるのだろうということも恐らく町民の中には不安があると思います。1つお聞きしたいのは、そういうことで町民に対してオリンピックに関しての情報を随時きちんとお知らせしてほしい。そういう場を設けてほしい。例えばホームページでもよろしいですし、広報でもいいですから、随時お知らせしてほしい。それから、この額がどれぐらいふえるかというようなことは恐らくわからないと思うのです。その辺も町民としては不安の要素だと思しますので、その額がどのぐらいになるかということに関してはどのようにお考えなのか。

以上2点といたしますか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 乗車密度の関係については、確かに以前からご指摘をいただいているところがございます、さまざま告知のみではなかなか乗車密度が上がっていかないということについても大体状況が見えてきているかなと思います。それで、今回乗車密度ということについては、はっきりとここまで上げるというようなことの想定をしておりませんでしたので、そのことにつきましては今回の調査に当たって乗車密度の絡みについても調査するというにさせていただきますと思います。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨年の6月に町議会の皆様に応援決議をいただきまして、その後進めているわけでございますけれども、現状をお話ししますと、札幌市との本格的な協議は今年度から始まりまして、日本オリンピック委員会の判断が先送りしているというところで、ちょっと宙ぶらりんの中で進んできたというのが現状でございます。ただ、時間は経過するけれども、やるべきことはやっていかなければならないという中で進めているところがございます。それで、最近の情勢も含めての説明をいたしますけれども、先月の22日に札幌市は日本オリンピック委員会と北海道とで確認して、来年の10月の

国際オリンピック委員会の正式候補を目指すということがまず正式に第1段階、確認されました。それで、その後先般12月15日に札幌市の招致推進部長、実質的な招致を推進する担当者、責任者が来まして、今後の展望としましては来年の3月、平成29年度末をめどに2026年か、または2030年、いずれかに決めると。前は、2026年がだめだったら2030を決めるということだったのですけれども、先般副町長も対応しましたけれども、今年度末までに2026または2030、いずれかに絞ってやるということで、ちょっとステップアップした意思表示がなされたところでございます。

それで、それにより、私どもも札幌市とより濃密に連携をとりながら、今回補正予算出させた件もありますけれども、そういった部分で今後情勢判断の進展により、精度の高い情報が得られるようになると思います。それで、それに伴いまして、出せる範囲の情報でありますけれども、町民の皆さんにできる限り情報発信、ホームページなりいろんな手段で発信していきたいと思っております。あと、いま一度機運の醸成、一番大事なそもそもオリンピックやるべきかという部分もありますので、それらの機運の醸成も含めて展開していきたいと考えているところでございます。現状のところでは、不明というところもあるのですけれども、その部分については先ほど言いました精度の高い情報が出た段階で示していきたい。

それと、額がどれだけふえるのだという、もちろんお金の部分というのは肝心な部分なので、それらの部分も開催費用の負担とか、人的支援とか、大会開催のノウハウとか、そういった部分も札幌市、北海道に働きかけて、関係機関と連携ということで考えておりまして、あしたニセコ町内のスキー場、スキー連盟ほか関係機関が集まっていたいただいて、ニセコ町のエリアでアルペン競技ができるかどうか、そういった部分も検討するという会議を開く予定になっております。そのあたり関係機関の情報連携のもと、精度の高い情報を随時公表していくということは当然だと思っておりますので、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） ローカルスマートについて再質問します。

本来この200万円についての質問をすべきところで、ここまでの質問はちょっと外れているということをあえて質問しています。つまりローカルスマートの調査結果として、この200万円というバスの借り上げをするという解決方法です。私さっき乗車率をお聞きしたのですけれども、5年間くらいやっていてほとんど上がらないと。ある意味でこれはこの数字がもう固定しているのであれば、デマンド交通そのものが成り立つのかというところまで考えなければいけないのではないのかと思うわけですが。そういうことも考えた中で、今回結果としてどういう結果出るのかなと思ったら、100万円という、私これ対症療法にすぎないと思うのです。そこを考えると、抜本的なことをもう考えていかなければいけないところをこういうような形で出てきたものですから、あえてデマンドの抜本的な改善、それがだめならばまた別な方法、あるいはもうちょっと違うデマンドのやり方です。デマンドもいっぱいあるわけです。ドア・ツー・ドアもあるでしょうけれども、あるいは固定の停留所があるとか、いろんなやり方があります。今のやり方にこだわるのではなく、もっといいやり方があるかどうか、それもひっくるめて考えるべきではないかということで質問しました。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のおっしゃること、もつともです。乗車率を上げるといことで、受け付け、受けるオペレーターの方に、多少5分か10分余裕あれば受けて、ちょっと時間かかりますけれども、こっち回りますとか、そういう連絡調整をしてくださいということは再三これまでもお願いをして、一部そういう調整もしているようではありますが、それが直接1.8とか2.2まで乗車率上がっていないといことで、どうしても近場の方が専有されると結果的に、遠くの方が申し込んだとき30分以上かかると言ったら、そこで断られてしまう。結局遠くの人がなかなか使いづらいというのが現実に多くあります。今まで私ども聞いている中でも、ほぼ断られたことがないという方も実際にまちづくり町民講座であります。ところが、近いところは大体対応できるのですけれども、遠い人たちが今困っているといことです。

それで、今回対症療法だといのは、それは対症療法なのです、正直言つて。対症療法をやつてみて、ここが本当に固定してある程度山のほうがそういったバスによつて置きかえられるものであれば、デマンドの活用といのはもっと遠くの人でもできるのではないか、そういう実証試験を今回やりたいといことであります。ただ、私どもこれまで路線バスで停留所で回る方式、足が痛くて停留所まで行くのが困難だ、ニセコ医院さんまで行く間すらつらいとい声があつて、今回ドア・ツー・ドアにして、多くの皆さんから感謝の言葉はたくさんいただいております。ただ、一方で、なかなかつかまらない。朝電話したら、電話がずっとつながっているといことも事実であります。そういうことを少しずつ改善したいと思つます。おっしゃるとおり、最終的には抜本改革したいといふふうに思つてはいますが、その道筋を今いろんな面でも模索しているといのが現状でありますので、ご理解くださいますようよろしくお願いしたいと思つます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） つけ足しでお話しさせてもらつと、まだ皆さんにご議論いただけていませんけれども、来年度のボランティアのライドシェアみたいなども、これも大きくデマンド交通を変えることになるかもしれないといような想定のもとに実施するつもりであります。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもつて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了いたします。

これより議案第9号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第10号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第11号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第12号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第13号から日程第16 議案第18号

○議長(高橋 守君) 日程第11、議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第16、議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事

業特別会計補正予算までの6件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、追加議案であります日程第11、議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

追加議案の2ページをお開きください。議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページをお開きください。初めに、提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、平成29年度の人事院勧告においてボーナス（期末勤勉手当）の増額改定が勧告されたことから、議会議員に係る期末手当の支給月数0.1月引き上げを行うとともに、平成30年度に支給する分に限り、議員の期末手当支給率を平成28年度と同じ率とするため、本条例を提出するものでございます。

今回の改正内容につきましては、別紙でお配りしております1枚物の説明資料、追加分と書いた説明資料と新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表では1ページとなりますが、この資料の裏面に平成29年度人事院勧告に伴う条例改正の概要とございます。その一番上でございます。ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正ということで、まず期末手当につきましては、平成30年度以降、6月支給割合を207.5を212.5に、12月支給割合222.5を227.5に改めます。この改正は、平成30年4月1日から施行いたします。ただし、期末手当に関する特例により平成30年度は平成28年度と同じ支給率（6月202.5、12月217.5）としてございます。

議案の3ページにお戻りいただきまして、この条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、平成29年12月11日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされてございます。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案4ページでございます。議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

5ページの下段のほうの提案理由を説明いたします。読み上げます。提案理由、平成29年度の人事院勧告においてボーナス（期末勤勉手当）の増額改定が勧告されたことから、特別職に係る期末手当の支給月数0.1月引き上げを行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容について、こちらにつきましても先ほどの1枚物の説明資料と新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表では2ページとなります。

1枚物の資料の上段、2段目になります。特別職の職員の給与に関する条例一部改正ということ

で、期末手当、平成30年度以降、6月支給割合207.5を212.5に、12月支給割合222.5を227.5に改めます。この改正は、平成30年4月1日から施行いたします。

議案の5ページに戻っていただきまして、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、平成29年12月11日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされてございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案では6ページをごらんいただきたいと思います。議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

11ページまで進んでいただきまして、下段のほうの提案理由でございます。読み上げます。提案理由、平成29年度の人事院勧告において給与水準の増額改定及び平成27年1月1日に抑制された昇給を若年層を中心に回復するとした勧告がされたことから、給料表及び勤勉手当の支給率の改正並びに号俸の調整に係る規定の整備を行うため、本条例を提出するものでございます。

こちらにつきましても、先ほどの1枚物の資料及び新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表は3ページからでございますが、資料のほうでご説明をいたします。

資料1の中ほどからになります。職員の給与に関する条例の一部改正です。まず、平成29年度給与改定ですが、給料については給料表の改正で平均400円、初任給及び若年層は1,000円引き上げとなります。実施時期は、平成29年の4月1日から施行いたします。

次に、勤勉手当の支給割合の改正につきましては、一般職で平成29年度、12月支給割合を85を95に改正、平成30年度以降、支給割合を90に改正されます。再任用につきましては、平成29年度、12月支給割合40を45に改正、平成30年度以降、支給割合を42.5に改正されます。実施時期は、平成29年4月1日から施行いたします。

次に、一番下ですが、平成30年4月1日における号俸の調整につきましては、若年層を中心に平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において47歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整する改正でございます。実施時期は、平成30年4月1日から施行いたします。

議案の11ページにお戻りいただきまして、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしております。

議案第15号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第16号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊の横長の議案第16号の一般会計補正予算の議案をご用意お願いいたします。議案第16号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ431万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,841万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入、5ページには歳出でありますが、下の合計欄でありますが、今回の補正額431万5,000円の財源については全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出の7ページをごらんください。歳出、7ページです。2款総務費、1項総務管理費、17目職員給与費、2節給料では一般職給56万4,000円の計上及び3節職員手当等では一般職期末手当11万4,000円、勤勉手当291万3,000円の合わせて302万7,000円の計上につきましては、人事院勧告実施に伴う増額補正となっております。

次に、8ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では簡易水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金4万2,000円の補正計上でございます。

9ページでは、8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費、28節繰出金では公共下水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金6万3,000円の補正計上です。

10ページになります。9款消防費、1項消防費、1目消防費、19節負担金補助及び交付金では人事院勧告実施に伴う羊蹄山ろく消防組合負担金61万9,000円の補正計上となっております。

11ページから12ページは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳入について6ページをお開きください。歳入、6ページ、19款1項1目繰越金、前年度繰越金において歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を431万5,000円増額補正するものでございます。

議案第16号については以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第17号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

補正予算議案の13ページでございます。議案第17号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,834万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入を14ページ、歳出を15ページに記載してございます。

16ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が16ページ、歳出を17ページに載せてございます。今回の補正額4万2,000円の財源については、全額一般財源となっております。

先に、歳出の19ページをお開きください。19ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料5,000円及び3節職員手当等の一般職期末手当2,000円、勤勉手当3万5,000円の計上につきましては、人事院勧告実施に伴う増額補正計上でございます。

20ページ、21ページは給与費明細書ですので、後ほどごらんください。

次に、18ページの歳入でございます。歳入、18ページ、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、人事院勧告による歳出予算増額に伴う一般会計繰入金4万2,000円の増額補正でございます。

議案第17号については以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の23ページでございます。議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,666万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入を24ページに、歳出を25ページに載せてございます。

26ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が26ページ、歳出を27ページに載せてございます。今回の補正額6万3,000円の財源については、全て一般財源でございます。

歳出より説明をいたします。29ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料では一般職給2万2,000円及び3節職員手当等の一般職期末手当4,000円、勤勉手当3万7,000円の合計については、人事院勧告に伴う増額補正でございます。

30ページ、31ページは給与費明細書ですので、後ほどごらんください。

次に、28ページが歳入でございますが、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、人事院

勧告による歳出予算増額に伴う一般会計繰入金 6 万3,000円の増額補正でございます。

議案第18号については以上でございます。

なお、本補正予算に係る各会計総括表及び各会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊でお配りしております追加議案分という資料ナンバー4のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

追加によります提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第11 議案第13号から日程第16 議案第18号（続行）

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番(篠原正男君) 直接条文等にはかかわりはないのですが、平成20年4月からニセコ町社会福祉協議会の事務局職員の人材確保を狙いとしたいわゆる待遇改善の中で、給与に関しては町職員の給料表を使い、それなりの位置づけをするということでニセコ町と社会福祉協議会の合意形成がなされたと伺ってございます。その中で、今回の職員の給与改定に当たり、町社会福祉協議会と何らかの情報交換等が行われたかどうか、それだけ確認をしたいと思っております。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) ただいまの篠原議員のご質問にお答えします。

この給与表に関しましては、綿密に社会福祉協議会との協議はございません。ただ、社会福祉協議会のほうから以前の職員の給与の改定があった場合、これに準じて改定の方角でお願いしたいという旨の協議がありましたので、この部分につきましては協議をしていきたいと思っております。また、今回社会福祉協議会のほうから1点、前回給与表の見直し、これは主に新規採用者の部分につきましては見直しをかけながら、前任の給与を見ながら給与の格付をしておりますが、現在就職されている方々の部分につきましては見直し等をかけていない状況でしたので、今後それらの部分についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号 平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣の件

○議長(高橋 守君) 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成29年第5回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自署)